

剣淵町障がい者基本計画
第7期剣淵町障がい福祉計画
第3期剣淵町障がい児福祉計画



障害者支援施設 剣淵西原学園 菊地 政司「辰（たつ）」

令和6年3月

剣 淵 町

ごあいさつ

剣淵町では、誰もが生きがいや役割を持ち、共に地域で助け合いながら安心して暮らすことができる包摂的なコミュニティ(地域共生社会)の実現を目指しています。

これまで本町では、社会福祉法人が行う福祉サービス事業、社会福祉協議会を中心とした地域福祉活動、小中学校の特別支援教育活動、剣淵高校の福祉教育、絵本の里にふさわしい安心安全な農産物の生産をはじめ街並み整備など、特色ある福祉のまちづくりが進められてきました。

国では、障害者総合支援法の施行により、障がい者のニーズに基づいた地域生活支援体制を整備する方向性が示されてきましたが、本町としても、「剣淵町障がい者基本計画」の基本理念に「思いやりの心をはぐくみ 支え合う 彩りとぬくもりのまち けんぶち」を掲げ、障がい者の地域生活を支えるため、「障がい福祉サービス」のみならず、「権利擁護と差別解消」、「教育・療育・文化・スポーツ」、「雇用・就労」、「保健・医療」などの幅広い分野で障がい者施策を展開し、多様化するニーズへの柔軟な対応を行っていくことが必要と考えております。

今回、策定しました「剣淵町障がい者基本計画・第7期剣淵町障がい福祉計画」「第3期剣淵町障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービス等のニーズをふまえ、今後の障がい者施策の方向性を示すとともに、サービスの目標値を定めたものであります。この計画をもとに、障がい者が地域社会の一員として暮らせるようサービスの提供体制を整え、地域生活を支援する環境整備をさらに進めてまいります。

本計画の推進に当たり、行政はもとより、町民の方々をはじめ、関係機関や団体、事業者が一体となって、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、多大なご尽力をいただきました自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査を通じて貴重なご意見をいただきました町民の皆様に感謝し、心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

剣淵町長 早坂純夫

も く じ

I	はじめに.....	1
1	この計画について.....	1
2	計画期間について.....	2
3	剣淵町のほかの計画との関係について.....	3
II	障がい者の現状と取り巻く課題.....	4
1	データからみた現状.....	4
(1)	障がい児・者全体、難病認定者の人数、人口に占める割合.....	4
(2)	身体障がい児・者について.....	7
(3)	知的障がい児・者について.....	8
(4)	精神障がい児・者について.....	9
2	アンケートなどからみた課題.....	10
(1)	障がい者の高齢化が進み、ひとり暮らしの方が増えている.....	10
(2)	障がい福祉に携わる地域住民が減少、高齢化している.....	11
(3)	生きがい・楽しみや医療的ケアについて悩みや不安を感じる人が増えている... ..	12
(4)	全体の理解は進んでも、就職活動や外出先で差別を感じる人も.....	13
(5)	外出時の移動手段の確保がより一層難しくなってくる.....	14
(6)	避難時には、障がいや疾患の悪化、生活場所の確保を心配している.....	14
(7)	障がい児教育や働く場・活動の場を求める声も高い.....	15
III	障がい者基本計画.....	16
	【関連する国の計画など】.....	16
	【基本理念】.....	19
	【7つの目標】.....	20
	【計画の体系】.....	21
	【施策の内容】.....	22
1	差別をなくし、権利を守る.....	22
(1)	差別解消につながる啓発・理解促進、交流の推進.....	22
(2)	権利擁護（意思決定支援）、虐待防止.....	23
2	日常生活を支え、見守る環境づくり.....	24
(1)	困りごと、相談の受入れ.....	24
(2)	自立支援のためのサービスの充実.....	25
(3)	住まいの確保.....	26
(4)	自主的な活動の支援、地域活動・社会活動への参加促進.....	27
(5)	活動を支えるボランティア活動の推進.....	27
(6)	障がい福祉を支える専門職、職員などマンパワーの確保.....	28
3	安全で安心な生活環境づくり.....	29
(1)	施設や歩行空間のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化.....	29
(2)	移動の支援.....	29
(3)	防災・防犯対策.....	30
4	必要な情報を届け、自ら得られる環境づくり.....	31
(1)	障がい者への情報の提供.....	31
(2)	コミュニケーション支援（意思疎通支援）.....	32

5	保健・医療の適切な提供.....	33
	(1) 障がいの予防・早期発見.....	33
	(2) 適切な医療・リハビリテーションの充実.....	34
	(3) 精神保健対策の充実.....	35
6	療育・教育の充実と文化やスポーツに親しめる環境づくり.....	36
	(1) 療育の充実.....	36
	(2) 学校教育の充実.....	37
	(3) 生涯を通じた多様な活動の支援.....	38
7	就業や経済的自立の支援.....	39
	(1) 雇用・就業の促進.....	39
	(2) 福祉的就労の充実.....	40
	(3) 経済的自立に向けた支援.....	41
IV	障がい福祉計画・障がい児福祉計画.....	42
	【関連する国の指針】.....	42
1	令和8年度に向けた目標の設定.....	44
	(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	44
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	45
	(3) 地域生活の支援.....	46
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	47
	(5) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	47
	(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	48
	(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築.....	48
2	障がい福祉サービスの内容と必要量の見込み、確保の方向性.....	49
	(1) 訪問系サービス.....	49
	(2) 日中活動系サービス.....	51
	(3) 訓練系・就労系サービス.....	52
	(4) 居住支援系サービス.....	55
	(5) 相談支援.....	56
3	地域生活支援事業の内容と必要量の見込み、確保の方向性.....	57
	(1) 必須事業.....	57
	(2) 任意事業.....	61
4	障がい児通所支援の内容と必要量の見込み、確保の方向性.....	62
V	計画の推進、管理.....	65
1	計画の推進.....	65
	(1) 障がい者基本計画.....	65
	(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画.....	65
2	PDC Aサイクルによる推進.....	66
	(1) 障がい者基本計画.....	66
	(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画.....	66
	資料編.....	67
	1 剣淵町自立支援協議会設置要綱.....	67
	2 剣淵町自立支援協議会委員名簿.....	68

I はじめに

1 この計画について

国が定める「市町村障害者計画策定指針」に、市町村は、障がい者福祉に関する計画として、

- ① 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」
- ② 障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」
- ③ 児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」

の、3つの計画を策定することが義務づけられており、剣淵町では、この冊子に、3つの計画をまとめています。

①障がい者基本計画

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」です。障がい者の日常生活や社会生活を支援するために必要な取り組みの方向（施策）を位置づけています。

この計画の「Ⅲ」の部分です

②障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」です。障がい者や障がい児の日常生活を支援するために必要なサービスの内容（事業）を示しています。

この計画の「Ⅳ」の部分です

③障がい児福祉計画

サービスを実施するために必要な日数や時間、利用者数、実施か所などの「見込量」や、サービスを確実に進めていくうえでめざす「目標」などを示しています。

この2つの計画は関連性が高いため、一体的に策定しています。

①「障がい者基本計画」の範囲

- ・ 差別の解消、人権擁護（意思決定支援）
- ・ **日常生活の支援**
- ・ 安全で安心な生活環境
- ・ 情報提供
- ・ コミュニケーション（意思疎通）支援
- ・ 保健、医療
- ・ 教育、文化やスポーツなどの振興
- ・ 就業や経済的自立の支援

②「障がい福祉計画」 ③「障がい児福祉計画」 の範囲

主に『日常生活の支援』
に関わる内容を
より詳しく

2 計画期間について

この計画のうち、

「①障がい者基本計画」は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間です。

「②第7期障がい福祉計画」と「③第3期障がい児福祉計画」は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。

国の「障害者基本計画」は、計画期間が5年間（＝5年ごとに見直し）ですが、剣淵町では、「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の計画期間に合わせて、6年ごとに見直すこととしています。

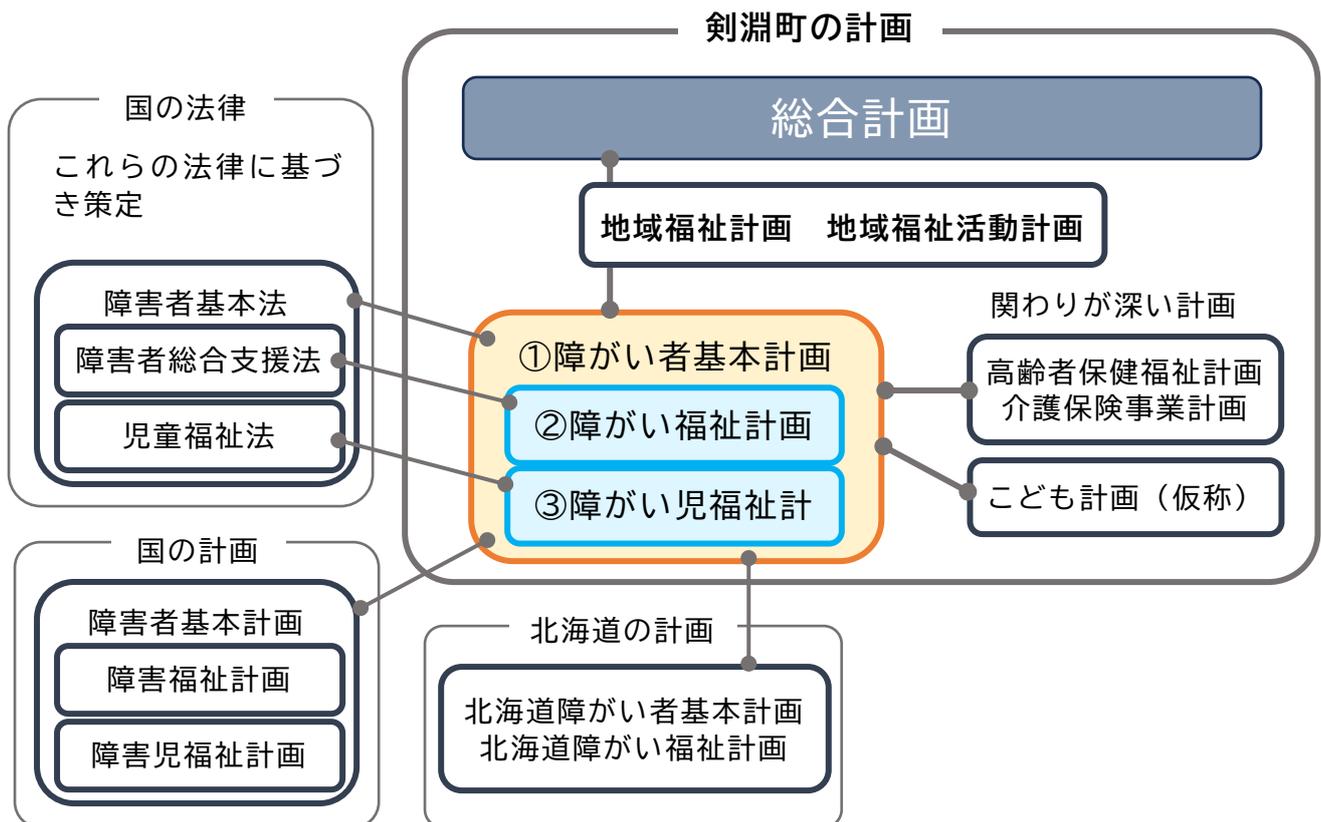
国と剣淵町の計画期間について

		国の計画		剣淵町の計画		
平成	第1次 障害者施策に関する 新長期計画					
15	第2次 障害者基本計画			障がい者基本計画 (6年間で 見直し)	第1期 障がい福祉計画	
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23	第2期 障害福祉計画	第2期 障がい福祉計画				
24	第3次 障害者基本計画			障がい者基本計画 (6年間で 見直し)	第3期 障害福祉計画	第3期 障がい福祉計画
25						
26						
27					第4期 障害福祉計画	第4期 障がい福祉計画
28						
29	第4次 障害者基本計画			障がい者基本計画 (6年間で 見直し)	第5期 障害福祉計画	第1期 障がい児福祉計画
30						
令和元						
2	第5次 障害者基本計画			① 障がい者基本計画	第6期 障害福祉計画	第2期 障がい児福祉計画
3						
4					第7期 障害福祉計画	第3期 障がい児福祉計画
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						

3 剣淵町のほかの計画との関係について

この計画は、障がい福祉に関わる国の法律や関連計画、北海道の関連計画のほかに、剣淵町の上位計画である「総合計画」をはじめ、福祉全般に関わる「地域福祉計画」や「地域福祉活動計画」、障がい者施策との関わりが深い計画との整合性をふまえた内容となっています。

ほかの計画や法律などとの関係



【「障がい」の表記について】

「公害」や「危害」など負の意味合いでも用いる『害』の字を使わず、「障がい」とひらがな表記をする自治体や企業が増えています。この計画は、北海道の表記に合わせて計画名や計画の中で、ひらがな表記を用いることとします。

ただし、国の計画や法令、法定制度の名称、機関や施設の固有名詞などは、『害』の字を用いたままの場合もありますので、その場合は、それぞれの表記でそのまま示すこととします。

【「障がい者」の表記について】

本来であれば「障がいのある方」などの表記が丁寧ですが、できるだけ表記が混在しないように、この計画では、基本的に「障がい者」という表記を用いています。ご了承ください。子どもについては「障がい児」「障がいのある児童生徒」等の表記を用いています。

Ⅱ 障がい者の現状と取り巻く課題

1 データからみた現状

(1) 障がい児・者全体、難病認定者の人数、人口に占める割合

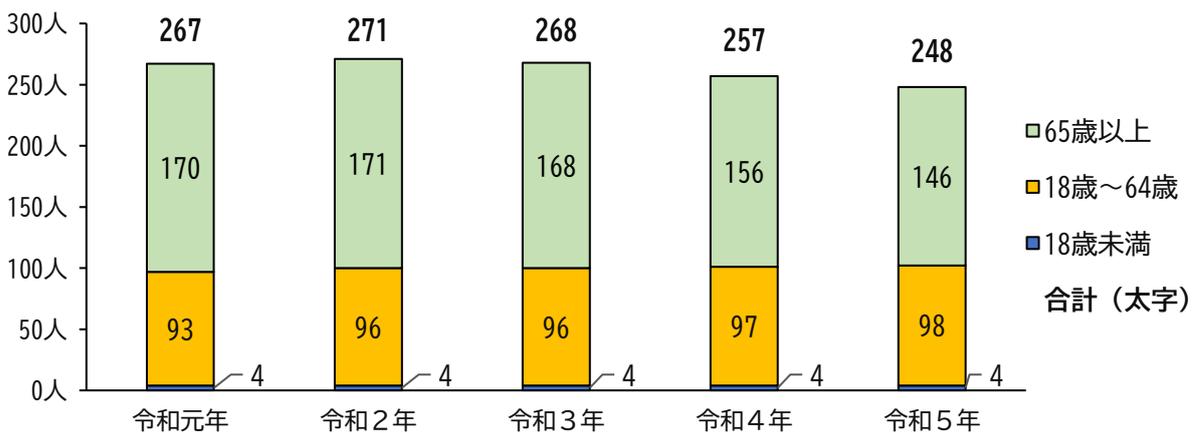
【障がい児、障がい者】

剣淵町における障がい児・者の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の合計、重複含む）は、令和5年（2023年）4月1日現在248人で、年齢構成別で見ると65歳以上が最も多く、約6割を占めます。

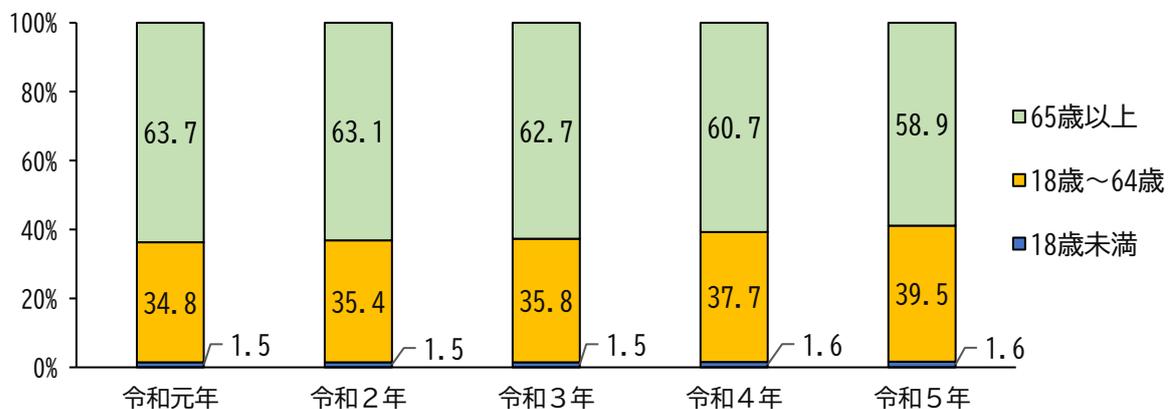
過去5年間の推移をみると、障がい児・者の手帳所持者数は減少傾向にあり、年齢構成別で見ると、僅かずつですが、65歳以上の割合が低くなり、18歳～64歳の割合が高まっています。

なお、本町にはこの他に、他の市町村の手帳を所持し、社会福祉法人剣淵北斗会の障害者支援施設やグループホーム等で生活する知的障がい者が88人います。

障がい児・者の手帳所持者数の推移（年齢構成別、重複含む）



障がい児・者の手帳所持者数の年齢構成別割合の推移



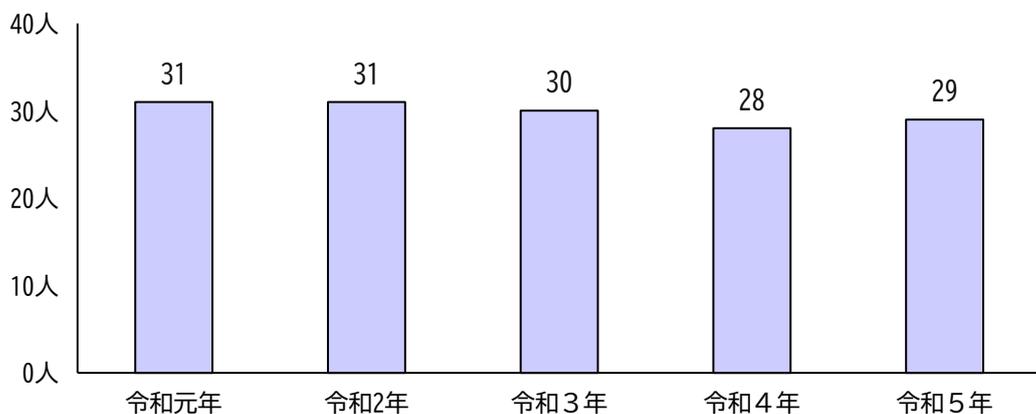
※各手帳の説明については、次のページに記載しています。

身体障害者 手帳	身体障がい者がそれを対象とする各種制度を利用する際に提示する手帳で、身体障がい者が健常者と同等の生活を送るために最低限必要な援助を受けるための証明書です。障がいの種類は、視覚、聴覚、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、内部障がいである心臓機能、呼吸器機能、じん臓機能、ぼうこう、又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能である。障がいの程度により1級から6級までの区分があります。
療育手帳	療育手帳は知的障がい者（児）が福祉サービスを利用する時に必要な手帳で、18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は北海道立身障害者総合相談所で判定された方に対し、北海道知事が交付します。障がいの程度により「A」（最重度・重度）、「B」（中度・軽度）の2種類があります。
精神障害者 保健福祉手帳	精神保健福祉法に基づき、一定の精神障がいの状態であることを証するもので、障がいの程度により1級から3級までの区分があります。

【難病認定者】

指定難病※について、特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の年次推移をみると、令和5年（2023年）4月1日現在、29人です。過去5年間の推移をみると、僅かですが、減少傾向にあります。

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移

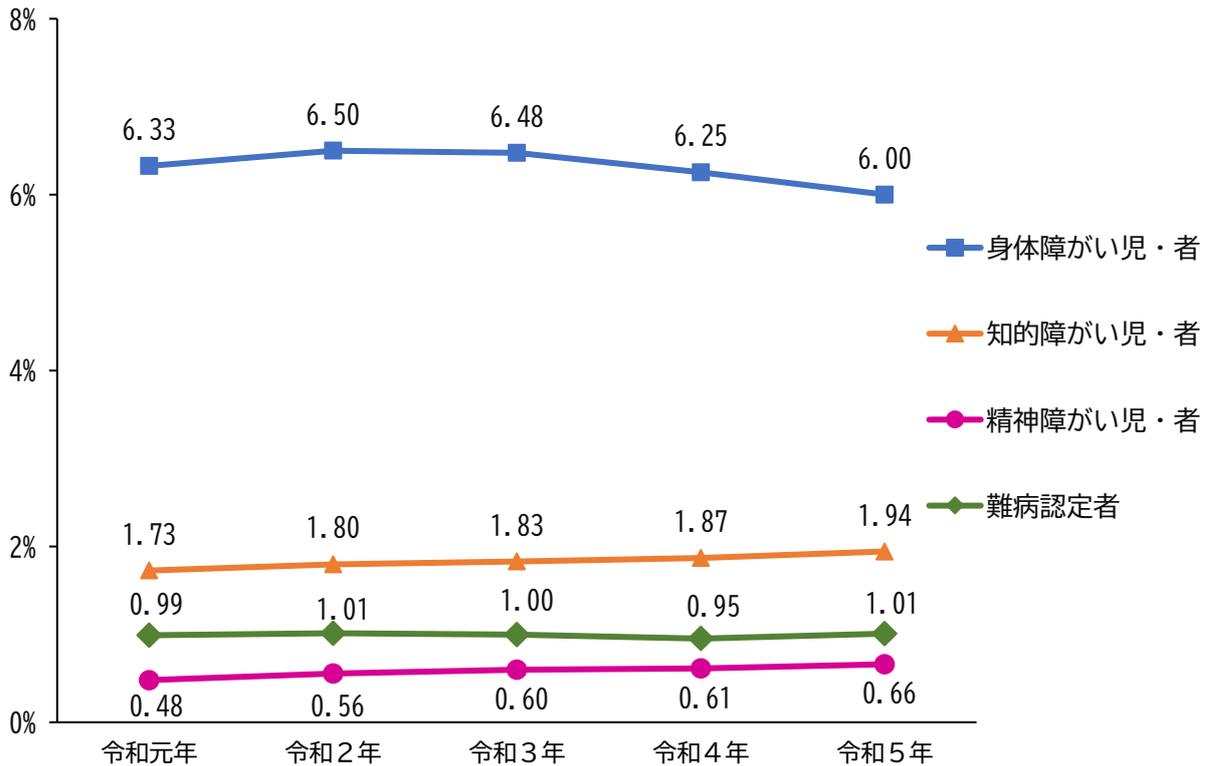


※指定難病（旧特定疾患）：「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27（2015）年から施行され、指定難病に名称が変更になりました。難病のうち、厚生労働省が特に定めたもので、原因不明で治療方法の確立されていないもの、後遺症のために社会復帰が困難になるもの、慢性化・長期化によって家族の経済的・精神的負担が大きくなるもの、症例が少なく研究が進んでいないものなどで、難病治療に対して、医療費の患者自己負担分の一部、又は全部について公費で負担するなどの対策がとられています。

各手帳（受給者証）の所持者別に、総人口に占める割合をみると、令和5年（2023年）4月1日現在、身体障がい児・者は6.00%、知的障がい児・者は1.94%、精神障がい児・者は0.66%、難病は1.01%です。

過去5年間の推移をみると、いずれも僅かですが、身体障がい児・者の割合は減少傾向にある一方、知的障がい児・者と精神障がい児・者の割合は増加傾向にあります。難病は若干変動しながら横ばいの状況です。

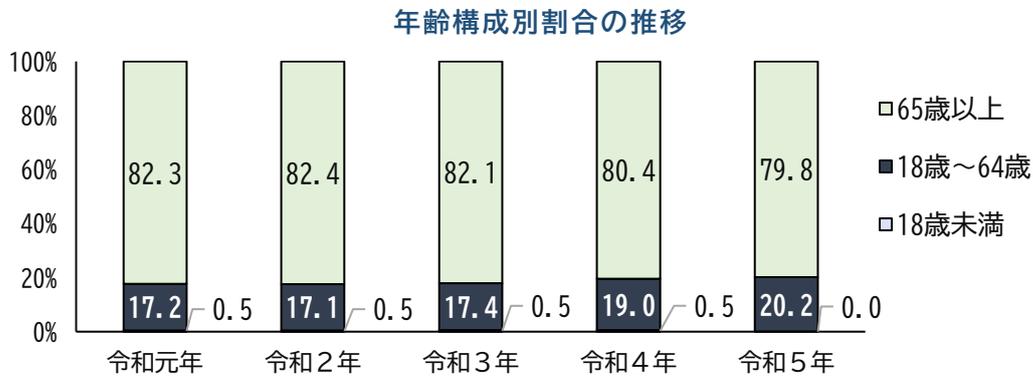
総人口に占める割合（各手帳（受給者証）の所持者別）の推移



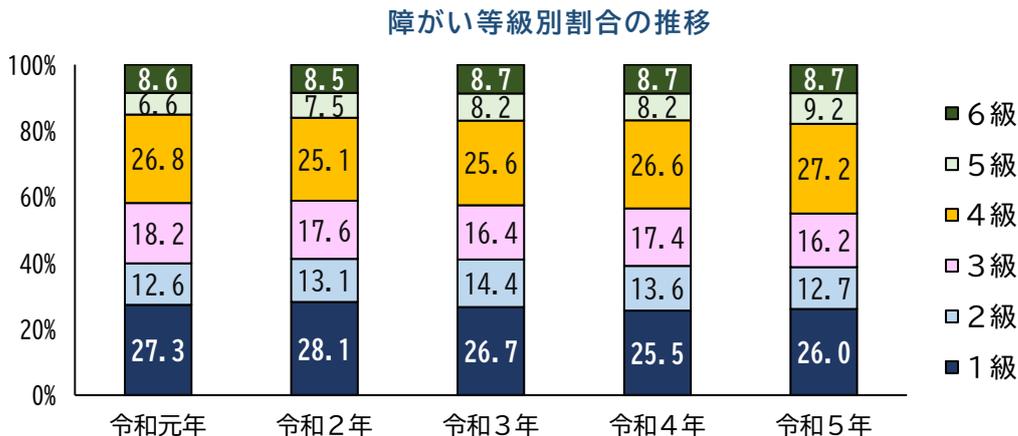
※人口は住民基本台帳の人数（各年1月1日現在）。

(2) 身体障がい児・者について

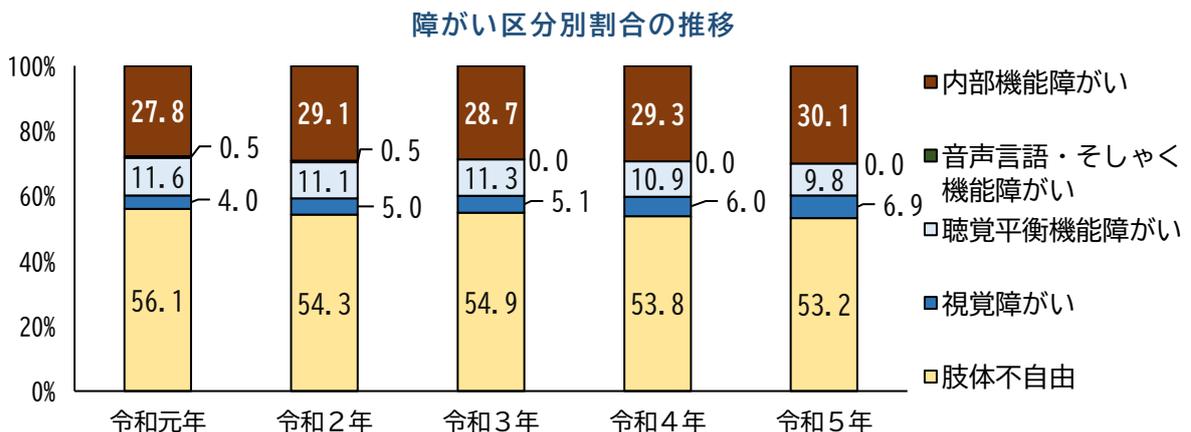
身体障がい児・者（身体障害者手帳所持者）の年齢構成については、令和5年（2023年）4月1日現在、65歳以上が約8割を占め、18～64歳が約2割を占めます。過去5年間の推移をみると、その割合は概ね同じ状況です。



障がい等級別の割合については、令和5年（2023年）4月1日現在、重度である1級が26.0%、2級が12.7%で、重度者が約4割を占めています。過去5年間の推移をみると、その割合は概ね同じ状況です。

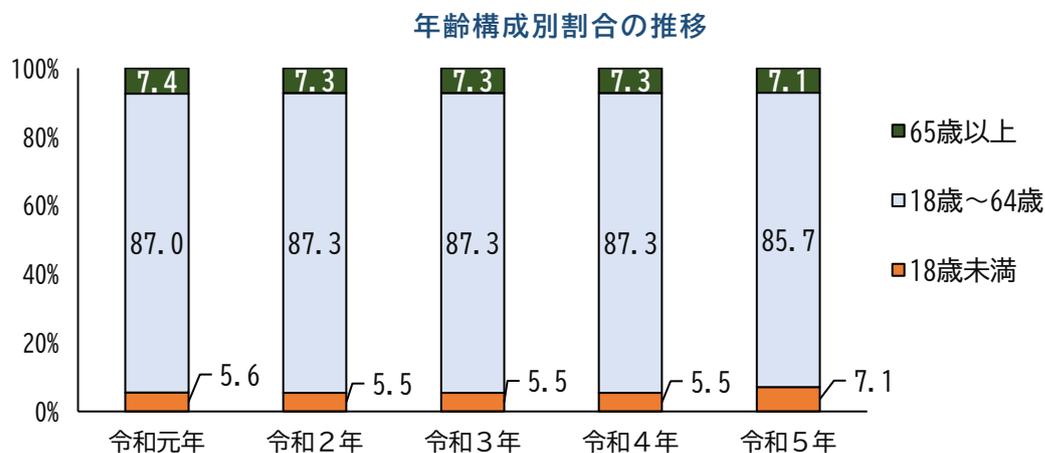


障がい区分別については、令和5年（2023年）4月1日現在、肢体不自由者が半数以上を占め最も多く、次に内部機能障がい者が約3割を占めます。過去5年間の推移をみると、その割合は概ね同じ状況です。

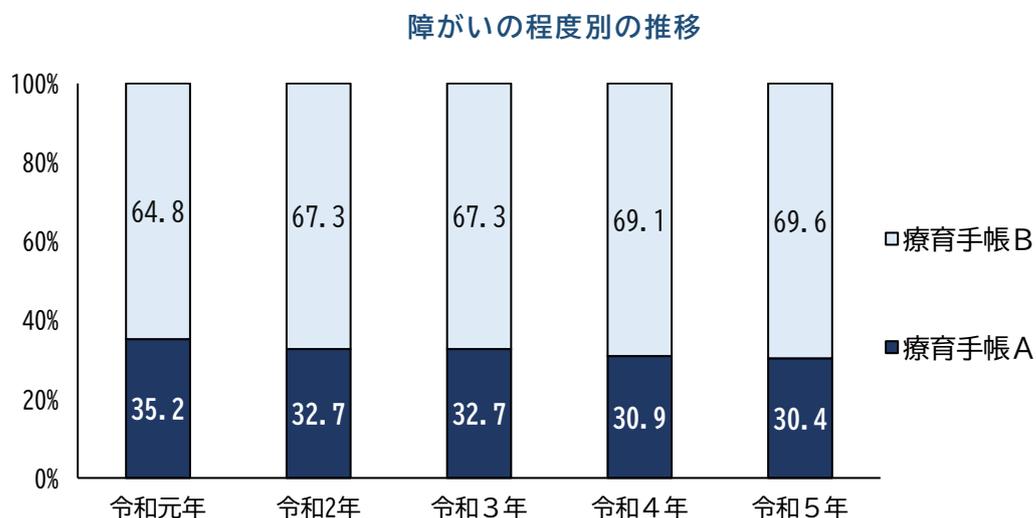


(3) 知的障がい児・者について

知的障がい児・者（療育手帳所持者）の年齢構成については、令和5年（2023年）4月1日現在、18～64歳が8割以上を占めます。過去5年間の推移をみると、その割合は概ね同じ状況です。



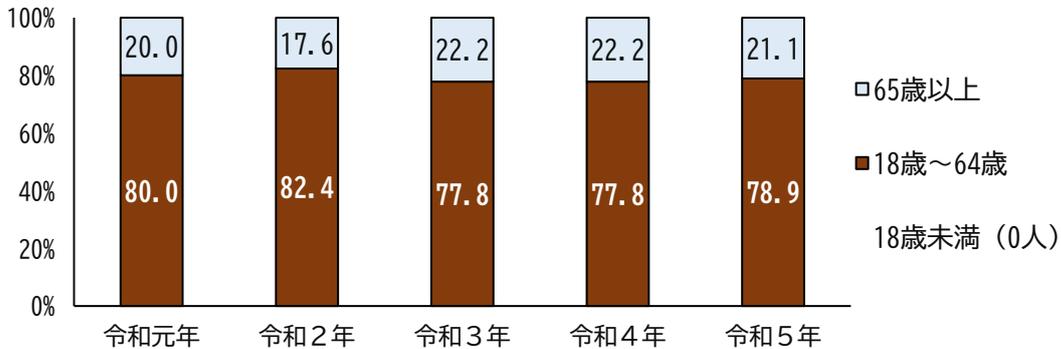
障がいの程度別については、令和5年（2023年）4月1日現在、療育手帳Aが約3割、療育手帳Bが約7割です。過去5年間の推移をみると、その割合は概ね同じ状況です。



(4) 精神障がい児・者について

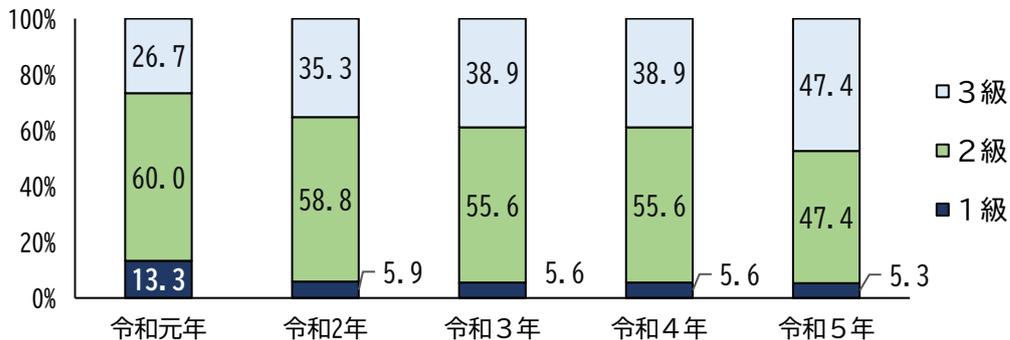
精神障がい児・者数(精神障害者保健福祉手帳所持者数)の年齢構成については、令和5年(2023年)4月1日現在、18~64歳が約8割を占めます。過去5年間の推移をみると、その割合は概ね同じ状況で、18歳未満の方はいません。

精神障がい児・者数(精神障害者保健福祉手帳所持者数)の年齢構成別割合の推移



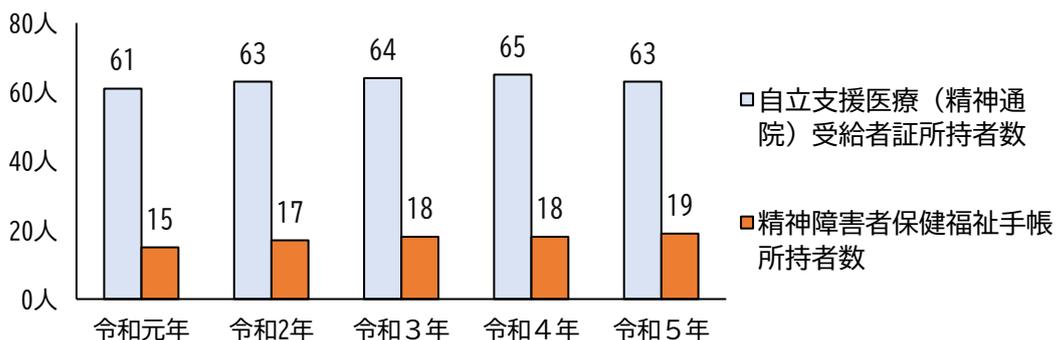
精神障がい児・者数(精神障害者保健福祉手帳所持者数)の等級別については、令和5年(2023年)4月1日現在、1級は約5%で、残りを2級と3級が同率で占めています。過去5年間の推移をみると、3級の割合が高まっています。

精神障がい児・者数(精神障害者保健福祉手帳所持者数)の等級別の推移



精神障害者保健福祉手帳の所持者と自立支援医療(精神通院)受給者証の所持者については、令和5年(2023年)4月1日現在、自立支援医療(精神通院)受給者証の所持者は63人、精神障害者保健福祉手帳の所持者は19人です。過去5年間の推移をみると、精神障害者保健福祉手帳の所持者が微増傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳の所持者と自立支援医療(精神通院)受給者証の所持者の推移



2 アンケートなどからみた課題

障がい者に関する統計やアンケート結果などをもとに、現状と課題をまとめると、次のとおりです。

【アンケートについて】

障がい者の現状や意向を把握するために、アンケート調査を行いました。

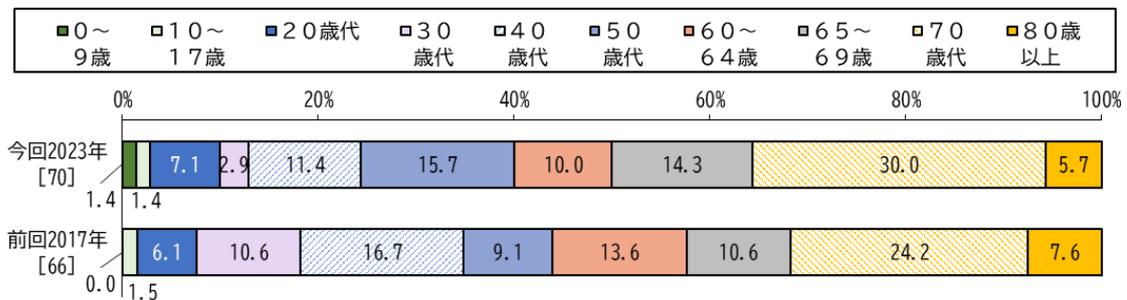
前回のアンケート結果と比較することが有効と思われる設問は、比較を行いました。アンケート調査の実施概要については次のとおりです。

	今 回	前 回
対象	町内にお住まいの、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方、手帳を交付されている18歳未満のお子さんがある保護者の中から、100人を無作為に抽出。	
調査時期	令和5年（2023年）2月～3月	平成29年（2017年）8月～9月
回収数	70票	66票

（1）障がい者の高齢化が進み、ひとり暮らしの方が増えている

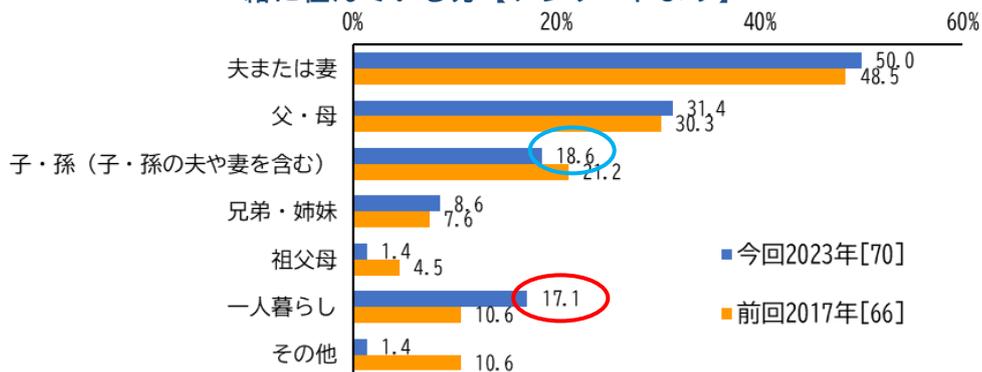
障がい児・者の手帳所持者数は減少傾向で、僅かながら18歳～64歳の割合が高まっている状況ですが、65歳以上が約6割を占めており、町全体の高齢化率（約4割）よりも高い状況です。

障がい者の年齢【アンケートより】



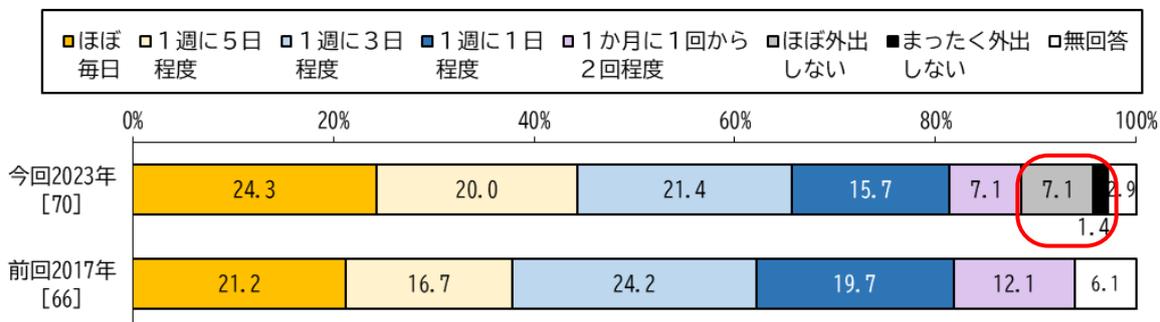
子どもや孫と一緒に住んでいる方の割合は低くなり（○の数値）、一人暮らしの方の割合が高くなっています（○の数値）。

一緒に住んでいる方【アンケートより】



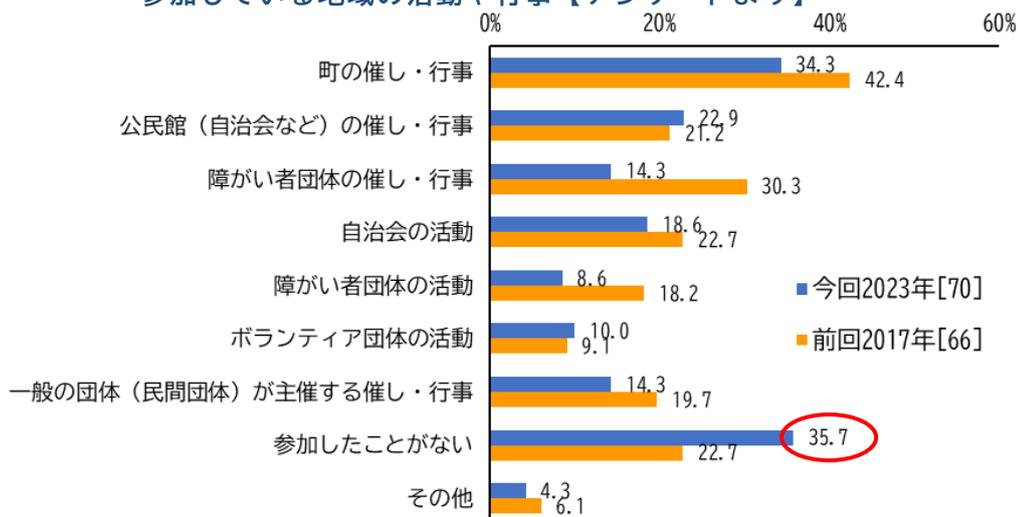
外出の頻度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が考えられますが、前回は回答がなかった「ほぼ外出しない」「まったく外出しない」という回答が見られます（○の数値）。

外出の頻度【アンケートより】



参加している地域の活動や行事を尋ねると、「参加したことがない」割合が高くなっています（○の数値）。

参加している地域の活動や行事【アンケートより】



障がい者の高齢化が進み、一人暮らしが増加する一方、外出の頻度や地域活動などへの参加状況が低い人も見られます。支援ニーズが多様化することが想定される中、一人ひとりの生活状況をふまえた支援がより一層必要です。

（２）障がい福祉に携わる地域住民が減少、高齢化している

ボランティア活動などで障がい福祉を支える住民の高齢化も進んでいます。

定年後も再雇用で働き続ける人が増えたこともあり、ボランティア活動に新たに参加する人が減っていることも要因となっています。

障がい福祉への理解をより幅広く普及し、支え手としてボランティア活動への参加を促進していくことも重要です。

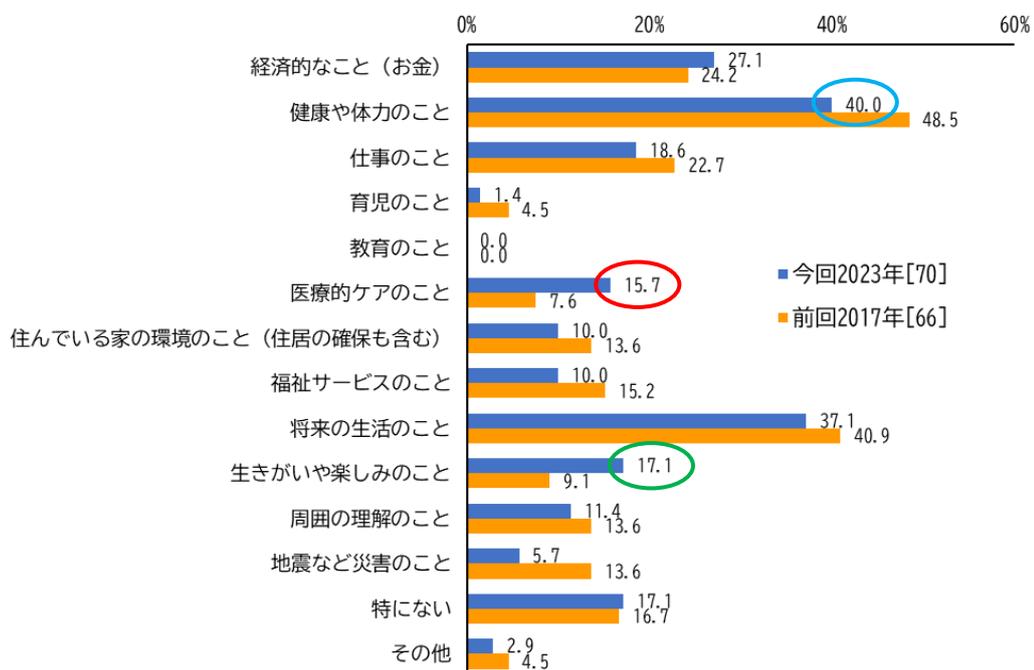
(3) 生きがい・楽しみや医療的ケアについて悩みや不安を感じる人が増えている

悩みや不安の要因は、高齢化も進む中、「健康や体力」をあげる割合は減り（○の数値）、「医療的ケア」をあげる割合が前回よりも高まっています（○の数値）。

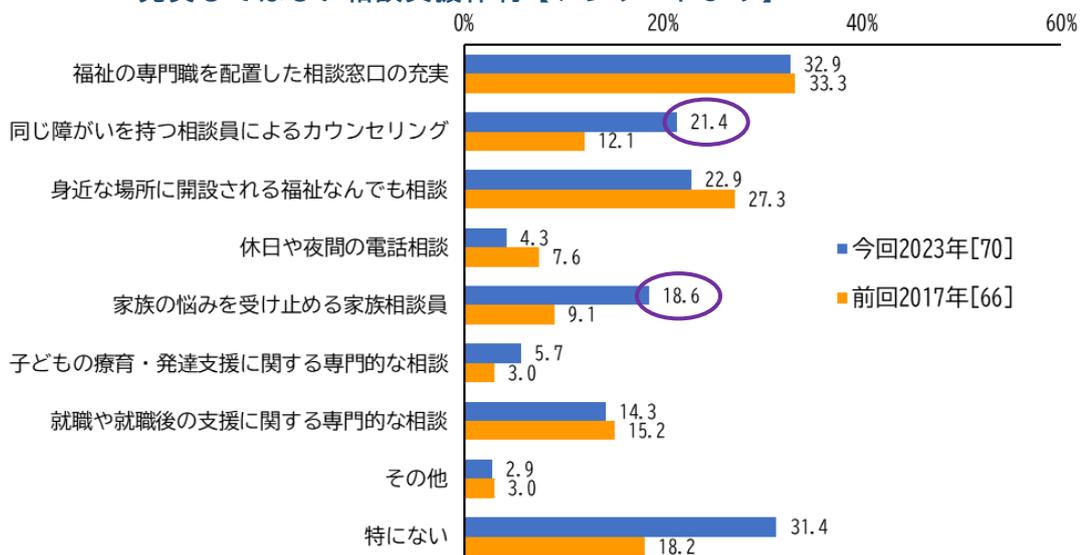
他の設問では、困った時、悩んでいる時の相談先に医療機関をあげる方が増えており、医療機関と連携し、障がい者の悩みを把握していくことが重要です。

また、悩みや不安の要因に、医療的ケアとともに「生きがいや楽しみ」をあげる割合が高まっており（○の数値）、充実してほしい相談支援体制に「同じ障がいを持つ相談員のカウンセリング」や「家族相談員」（○の数値）をあげる割合が高くなっています。身近な悩みを打ち明けやすい相談支援体制の充実も求められています。

今の悩みや不安、困っていること【アンケートより】



充実してほしい相談支援体制【アンケートより】

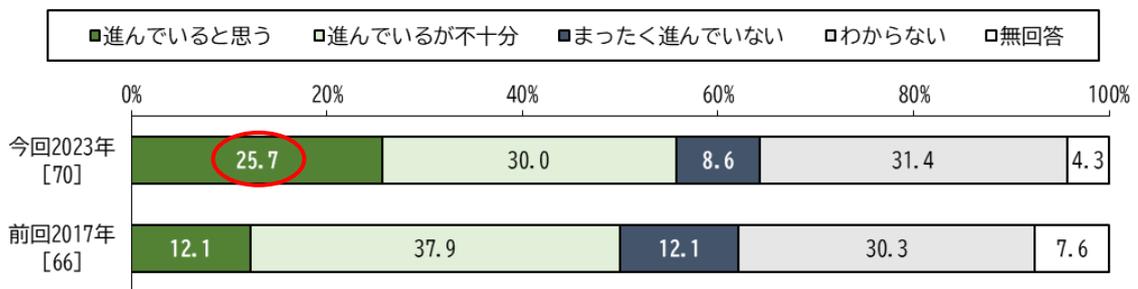


(4) 全体の理解は進んでも、就職活動や外出先で差別を感じる人も

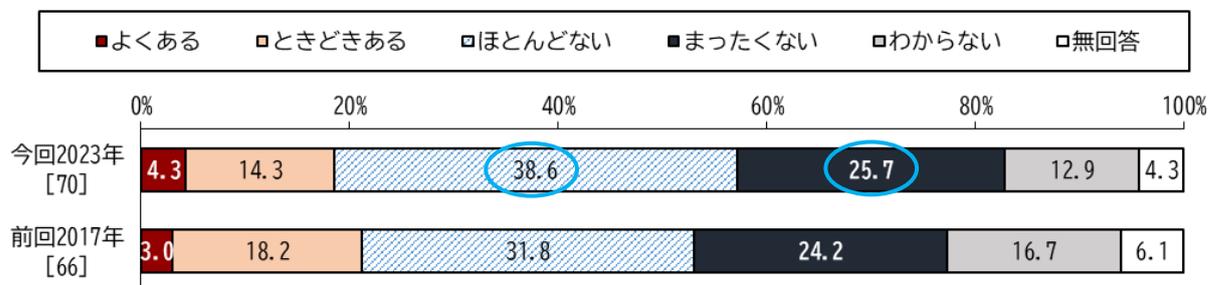
障がい者への理解については、前回より「進んでいると思う」割合が高まり（○の数値）、障がいを理由とした差別的扱いの体験も「ほとんどない」や「まったくない」の割合が高くなっています（○の数値）。しかし、差別的扱いの体験が「よくある」との割合は前回より僅かに高く、差別を体験した場所や状況として、医療機関や行政機関は低くなる一方、「仕事を探すとき」や「買物等での外出先」は高くなっており（○の数値）、比較的活動的な人が差別を感じていることが伺えます。

「障害者差別解消法」が改正され、障がい者雇用はもとより、飲食店や小売店などでも障がい者に対する合理的配慮の提供が義務化されるなか、差別と受け止められるような状況を生み出さないよう、意識の醸成や啓発が必要です。

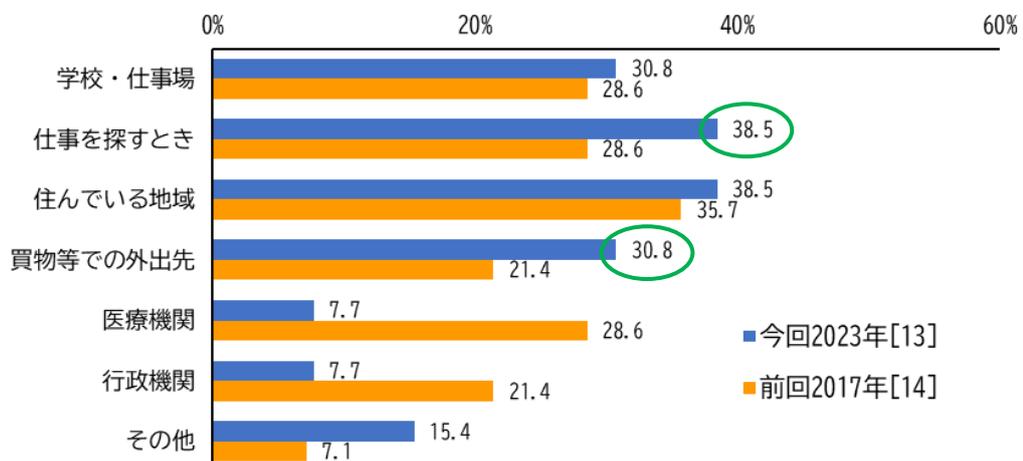
障がい者に対する周りの人の理解【アンケートより】



障がいを理由とした差別的扱いの体験【アンケートより】



差別を体験した場所や状況【アンケートより】

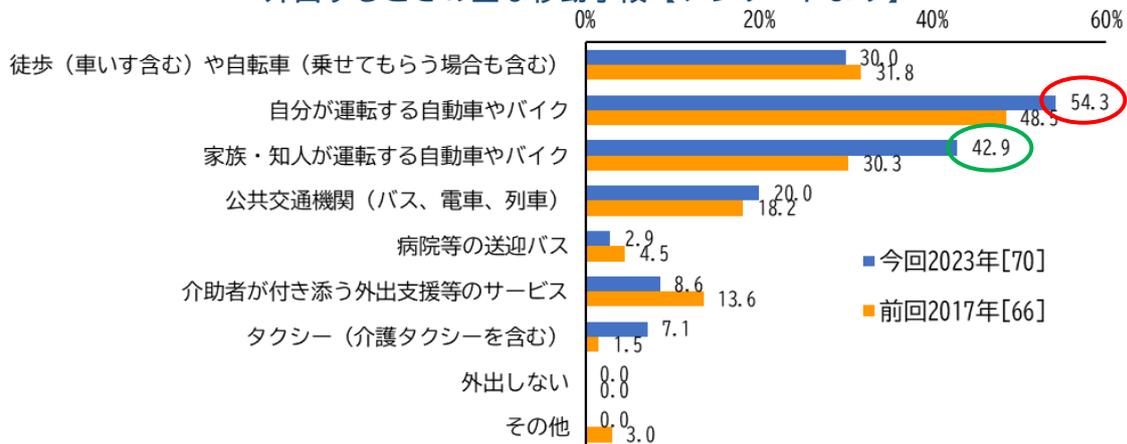


(5) 外出時の移動手手段の確保がより一層難しくなってくる

相談先に医療機関をあげる方が多いなど、医療機関とのつながりは大事ですが、医療・健康管理で困っていることに「医療機関（主治医）までの通院手段が確保しにくい」という声が高くなっています。また、外出時の主な移動手手段は、高齢化が進んでいるにも関わらず、「自分が運転する自動車やバイク」（○の数値）とともに「家族・知人が運転する自動車やバイク」が前回よりもかなり増えており（○の数値）、さらに高齢化が進むと、家族・知人の負担が高まることが懸念されます。

高齢者の移動手手段の確保は剣淵町全体の課題ですが、障がい者への配慮がより一層必要です。

外出するときの主な移動手手段【アンケートより】

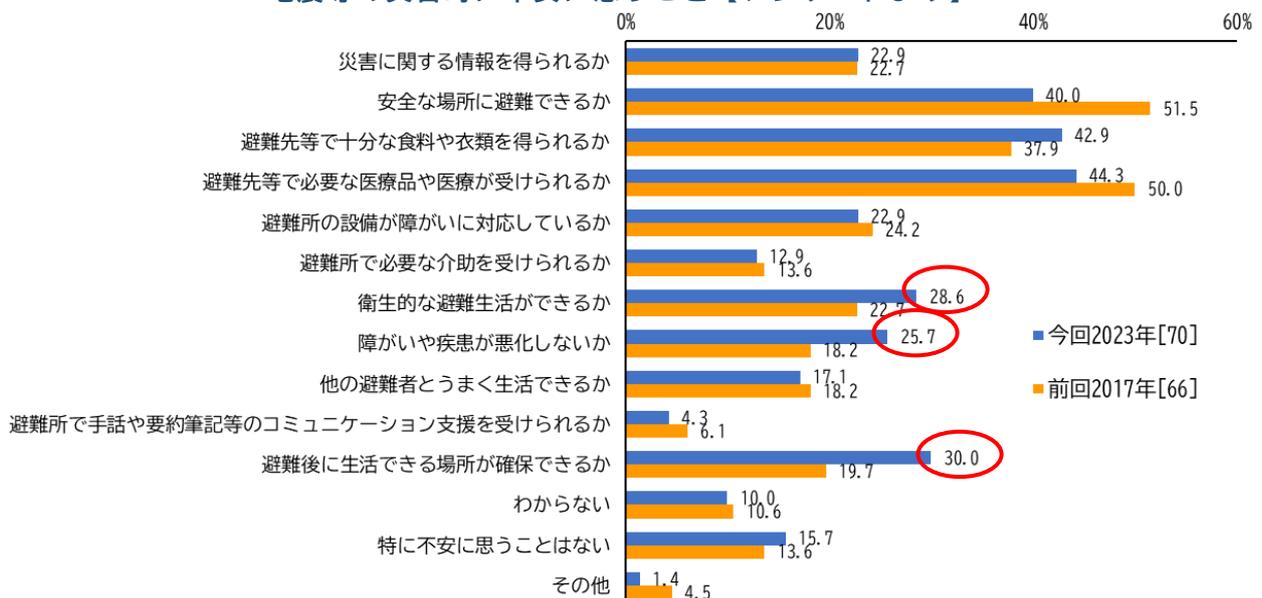


(6) 避難時には、障がいや疾患の悪化、生活場所の確保を心配している

避難場所や避難場所へは「場所も行き方も知っている」回答割合が前回よりも高くなり、緊急時に「一人で避難できる」との回答割合も高くなっています。

一方、地震など災害時の不安として、「衛生的な避難生活ができるか」とともに「障がいや疾患が悪化しないか」や「避難後に生活できる場所が確保できるか」が前回よりも高くなっています（○の数値）。避難時における障がい者への配慮について、日頃から不安を把握し解消しておく必要があります。

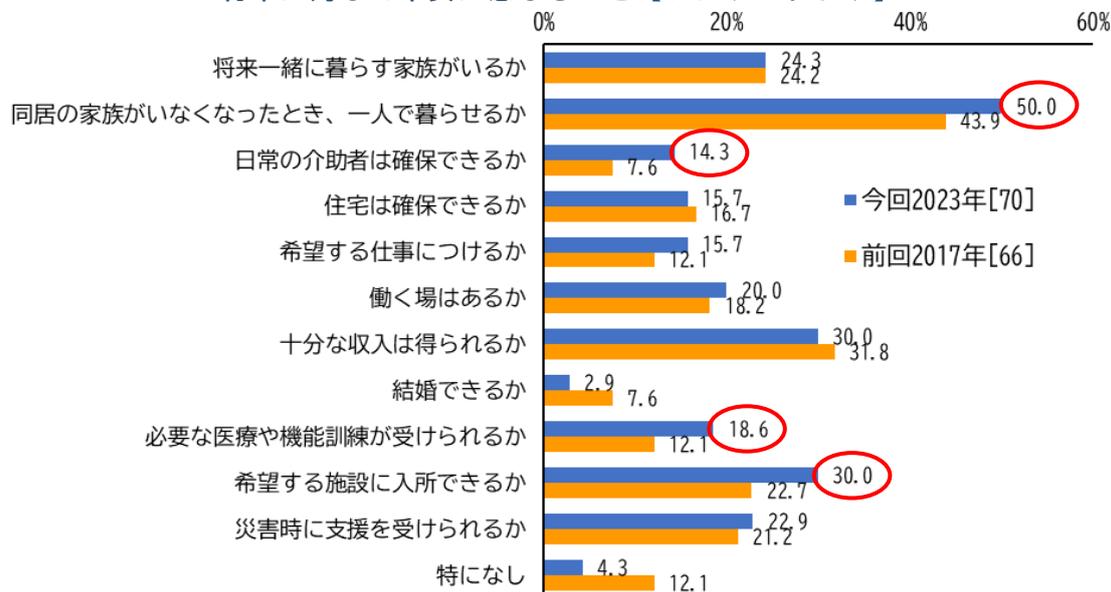
地震等の災害時に不安に思うこと【アンケートより】



(7) 障がい児教育や働く場・活動の場を求める声も高い

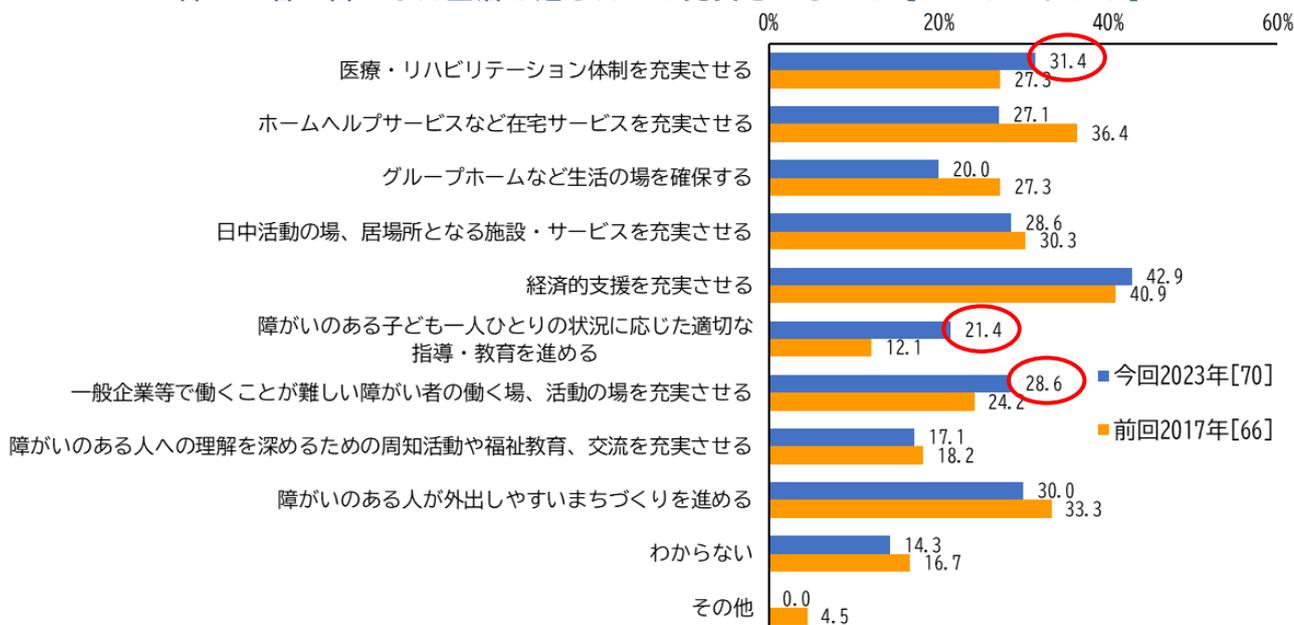
将来の不安に「同居の家族がいなくなったとき、一人で暮らせるか」「日常の介護者は確保できるか」「必要な医療や機能訓練が受けられるか」「希望する施設に入所できるか」をあげる割合が、前回よりも高くなっています（○の数値）。

将来に対して不安に感じる事【アンケートより】



また、自立した生活を送るために充実させることとして、「医療・リハビリテーション体制」や「一般企業等で働くことが難しい障がい者の働く場、活動の場」とともに、「障がい児一人ひとりの状況に応じた適切な指導・教育」を望む割合が前回よりも高くなっています（○の数値）。

障がい者が自立した生活を送るために充実させる事【アンケートより】



一人暮らしの増加への対応とともに、医療やリハビリテーション、障がい児への教育、働くことを希望する人たちに応えることなどが重要です。

Ⅲ 障がい者基本計画

【関連する国の計画など】

「障がい者基本計画」を策定するうえで、整合性をふまたえた国の計画や主な法律は、次のとおりです。

「第5次障害者基本計画」

(令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間)

基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

基本原則

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

各分野に共通する横断的視点

- ①条約の理念の尊重及び整合性の確保
- ②共生社会の実現に資する取組の推進
- ③当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ④障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ⑤障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進
- ⑥P D C Aサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

各分野における障害者施策の基本的な方向

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)
(令和4年(2022年)に改正、令和6年(2024年)4月より施行)【改正の概要】

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ①市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ②地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

◎障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の構築

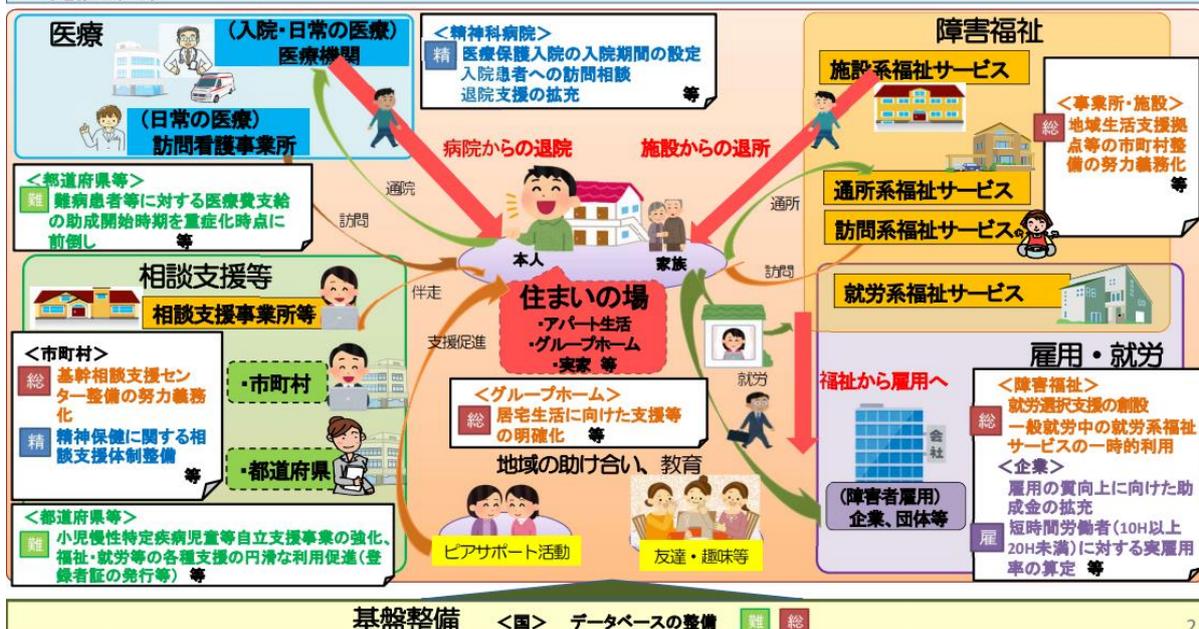
障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築をめざす。このため、本人の希望に応じて、①～③等を推進する。

- ①施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実（障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係）
- ②福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上（障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係）
- ③調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備（難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係）

【国の資料】障がい者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる共生社会（イメージ）

障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会（イメージ）

- 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、
 - ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実（障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係） 総 精 難
 - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上（障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係） 総 雇
 - ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備（難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係） 難 総
- 等を推進する。



※厚生労働省サイトより

【基本理念】

剣淵町は、絵本の館をはじめ、絵本とのふれあい、読み聞かせを通じた世代交流など、やさしさやぬくもりを大切にした地域づくりを進めています。

これらの地域づくりには、障がい者福祉施設がさまざまな形で協力しており、障がい者とともに、絵本の里づくりが進められてきたともいえます。

絵本の里づくりは、障がい福祉がめざす「障がいの有無を問わず、すべての人々がぬくもりを感じながら生活できる共生社会づくり」と重なる部分が少なくありません。

さまざまな人たちが、思いやりの心をはぐくみながら、支えあうぬくもりのあるまちづくりを、これからも引き続きめざすことが大切であることから、これまでの基本理念『思いやりの心をはぐくみ 支え合う 彩りとぬくもりのまち けんぶち』を継承します。

**思いやりの心をはぐくみ 支え合う
彩りとぬくもりのまち けんぶち**

- 障がいや障がい者に対する偏見をなくし、「ノーマライゼーション※¹」や「インクルージョン※²」の実現のため、子どもの頃から、思いやりの心と助け合いの精神を養うまちづくりを進めます。
- 障がい者が生き生きと彩りのある生活を実感することができることをめざします。

※1 ノーマライゼーション：1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方（そのような社会）です。

※2 インクルージョン：すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み、支え合う考え方（そのような社会）です。

【7つの目標】

基本理念の実現に向け、基本目標に基づき、障がい者施策を進めます。

1 差別をなくし、権利を守る

社会のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別の解消を進めるとともに、障がい者の権利が守られるまちづくりを進めます。

2 日常生活を支え、見守る環境づくり

障がい者が、剣淵町で、個人としての尊厳を持ちながら、日常生活や社会生活を送ることができるまちづくりを進めます。

3 安全で安心な生活環境づくり

障がい者を犯罪や事故、災害などから守り、地域で安全に安心して暮らしていくことができるまちづくりを進めます。

4 必要な情報を届け、自ら得られる環境づくり

障がい者が、知りたい情報や必要な情報を得たり、意思表示やコミュニケーションを行うことが円滑にできるまちづくりをめざします。

5 保健・医療の適切な提供

障がいの早期発見や早期治療とともに、障がい者が求めている保健や医療サービス、リハビリテーション等が身近な地域で受けられるまちづくりを進めます。

6 療育・教育の充実と文化やスポーツに親しめる環境づくり

障がいの有無で分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら、できるだけ共に教育を受けることのできるまちづくりを進めます。

また、生涯を通じて、教育やスポーツ、文化、芸術などに親しむことができるまちづくりを進めます。

7 就業や経済的自立の支援

障がい者の経済的自立を支援するとともに、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を発揮し働くことができるまちづくりを進めます。

【計画の体系】

思いやりの心をはぐくみ

支え合う

彩りとぬくもりのまち

けんぶち

1 差別をなくし、
権利を守る

- (1) 差別解消につながる啓発・理解促進、交流の推進
- (2) 権利擁護（意思決定支援）、虐待防止

2 日常生活を支え、
見守る環境づくり

- (1) 困りごと、相談の受入れ
- (2) 自立支援のためのサービスの充実
- (3) 住まいの確保
- (4) 自主的な活動の支援、地域活動・社会活動への参加促進
- (5) 活動を支えるボランティア活動の推進
- (6) 障がい福祉を支える専門職、職員などマンパワーの確保

3 安全で安心な
生活環境づくり

- (1) 施設や歩行空間のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化
- (2) 移動の支援
- (3) 防災・防犯対策

4 必要な情報を届け、
自ら得られる
環境づくり

- (1) 障がい者への情報の提供
- (2) コミュニケーション支援（意思疎通支援）

5 保健・医療の
適切な提供

- (1) 障がいの予防・早期発見
- (2) 適切な医療・リハビリテーションの充実
- (3) 精神保健対策の充実

6 療育・教育の充実と
文化やスポーツに
親しめる環境づくり

- (1) 療育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 生涯を通じた多様な活動の支援

7 就業や経済的自立
の支援

- (1) 雇用・就業の促進
- (2) 福祉的就労の充実
- (3) 経済的自立に向けた支援

【施策の内容】

1 差別をなくし、権利を守る

(1) 差別解消につながる啓発・理解促進、交流の推進

本町には、障がい者が生活する施設やグループホーム、働く場所などがあり、障がい者と接する機会が日常的にあるほか、「ふれあい広場」や「社会福祉合同運動会」などで、障がい者も含め住民と一緒に楽しみ、交流を深める機会もあります。また、障害者支援施設の利用者（障がい者）が保育所を来訪し陶芸制作を指導するなど、子どもの頃から高齢者や障がい者と接する機会を持つようにしています。

日常生活での交流や、子どもの頃からの福祉教育、障がい福祉を学ぶ機会などを通して、障がいに対する理解を深め、互いを尊重し、共に支え合う意識が浸透するよう努めます。

- ①「広報けんぶち」や町ホームページのほか、パンフレット、ポスター等により啓発・広報活動を充実させます。
- ②障がい者が利用できるサービス利用一覧が掲載されている「障がい福祉サービスガイド」を配布し、障がい者に対する理解を促進します。
- ③住民が障がいや介護について体験して学べる機会を提供します。
- ④各学校で、介護ボランティアや、福祉行事のスタッフとして参加する機会をつくれます。
- ⑤「絵本の館」で、ノーマライゼーションや心のバリアフリー、人権等に関する絵本を紹介する機会を増やします。
- ⑥高齢者や障がい者、住民が一堂に会する「ふれあい広場」を充実させ、障がい者福祉の理解、ノーマライゼーションの普及に努めます。
- ⑦社会福祉協議会、剣淵北斗会などが中心に行っている西原の里の障がい者と町民との交流事業を今後も支援します。

(2) 権利擁護（意思決定支援）、虐待防止

近年、障がい者が職場において差別待遇を受けたり、店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの問題を背景に、障がいを理由とする差別の解消に向けた法整備※が進んでいます。

人権尊重の大切さを学ぶ際には、障がい者の人権についても周知し、差別や虐待などが発生しないように努めるとともに、虐待などを発見した場合は速やかに通報周知につながるよう、関係機関との連携強化に努めます。

また、障がい者が尊厳を保ちながら生活できるよう、権利擁護を目的とした各種制度を周知し利用を促進するとともに、障がい者本人の自己決定を尊重するため、意思決定支援の普及を図ります。

※令和6年（2024年）4月1日に施行される「障害を理由とする差別の解消に関する法律の一部を改正する法律」では、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるほか、国・地方公共団体の連携強化、相談対応を担う人材の育成及び確保についての責務が明確化されています。

- ①専門の相談員が権利擁護を含めた相談に応じる窓口を開設します。
- ②自立支援協議会を中心に、ケア会議等を通じて、権利擁護に対する相談支援体制を充実させます。
- ③知的・精神障がい者等の財産管理や契約時における権利保護を目的とした成年後見制度の利用を促進します。
- ④成年後見センターを中心に成年後見制度の利用者支援や市民後見人を養成します。
- ⑤判断能力が十分でない本人に代わり、福祉サービスの利用手続の援助や代行、利用料の支払などを行う「日常生活自立支援事業」について、社会福祉協議会と協議・連携し、利用促進を図ります。
- ⑥社会福祉協議会と協力し、民生委員・児童委員、ボランティア等を対象に、障がい者の権利擁護に関する研修機会を設けます。
- ⑦「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者宅の訪問や相談窓口の体制強化等、関係機関と連携しながら虐待の早期発見に努めます。
- ⑧障がい者虐待防止センター機能を健康福祉課に設置し、虐待を発見した場合は、一時的に保護するなど適切な対応に努めます。
- ⑨「改正障害者基本法」「障害者差別解消法」が定める差別の禁止について普及啓発を行い、職員対応マニュアルの普及や北海道が実施する一般事業者の合理的配慮についての研修等を周知します。

2 日常生活を支え、見守る環境づくり

(1) 困りごと、相談の受入れ

障がい者やその家族が、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けるためには、個々に応じた相談を受ける環境や早期発見につながる環境づくりが重要です。悩みや困りごとができた時に、すぐに相談したり、各種サービスや制度に関する情報を得て、有効に活用できるよう支援します。

また、困りごとの解決や情報提供を求めている障がい者やその家族に対して、さまざまな立場から、有効な助言や情報提供が行われるよう、関係機関の連携や体制の充実、相談を受ける人材の育成などに努めます。

- ①障がい者の地域生活を総合的、体系的に支援するための施策について関係機関・団体等により協議する場である自立支援協議会において部会を設け、個別の支援に関する連絡調整会議を開催します。
- ②自立支援協議会や部会を中心に、関係者間による総合相談支援体制の構築と個別支援に関する連絡調整に取り組みます。
- ③障がい者宅の訪問、電話・窓口等で、日常生活上の相談を受け、支援を行う障がい者生活相談支援事業を充実させます。
- ④「西原の里地域生活支援センター」に相談支援事業の委託を行い、町の担当者と情報共有し課題解決に向け、関係機関につなげる等、きめ細やかな支援に努めます。
- ⑤障がい者やその家族から相談を受け、必要な指導や助言を行う身体障害者相談員と知的障害者相談員の周知に努め、活用を図ります。また、各相談員の研修機会を充実させ、資質の向上に努めます。
- ⑥障がい者が相談・助言を行うピアカウンセリング※について実施を検討します。
- ⑦地域における支援対象者の把握や見守り活動を積極的に行っている民生委員・児童委員との連携を強化し、相談への対応や各種サービスに関する情報提供などを行います。

※ピアカウンセリング：「ピア」は「仲間」や「対等な立場の人」という意味で、同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まって相談・助言をし合うカウンセリングのことです。

(2) 自立支援のためのサービスの充実

日常生活を送るうえで行われているサービスは、障害者総合支援法にもとづいて行われる「障がい福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」によって行われています。

障がい者ができる限り地域の中で自立して生活できるよう、一人ひとりの意向や支援ニーズをふまえながら、障がいの種類や程度、個々の状況やライフステージなどに応じた、きめ細かなサービスの提供ができるよう、支援体制の整備に努めます。

- ①障害者総合支援法に基づき、障がいの種別に関わらず在宅サービスが提供できる体制の充実に努めます。
- ②知的障がいや精神障がい、重症心身障がい、発達障がい、難病などの障がい特性を理解した適切な介護を提供できる体制の整備に向け、関係事業所と連携を深めます。
- ③施設通所などにより障がい者が日中に創作活動や機能訓練、就労訓練等を行う場を確保します。
- ④家族や介護者の休息（レスパイト）のため、障がい者を日中預かり、活動の場を提供する日中一時支援事業について、利用者ニーズを把握しながら実施します。
- ⑤地域で生活する障がい者の日中活動支援、生きがいづくり、就業訓練などを実施する地域活動支援センターについては、さらに実情に即した形で充実させます。
- ⑥障がいによるハンディを補うとともに、日常生活の利便性を高めるために不可欠な補装具、日常生活用具の給付の利用、重度身体障がい者訪問入浴サービスの利用を促進します。
- ⑦配食サービスや除雪サービスを継続します。
- ⑧一人暮らしなどの障がい者に対して、緊急通報装置の貸与を継続します。
- ⑨徘徊・行方不明などの事案には、高齢者施策と連携したSOSネットワーク体制により対応します。

(3) 住まいの確保

町内には、障がい者が日常生活を送り、日中の活動を行う場として、障がい者福祉施設があります。地域での生活が困難な人が安心して生活できる場としての施設サービスの確保や施設サービスの質の向上を図るとともに、本人の意向を尊重しながら、施設入所者が地域生活へ移行していくように促進します。

また、住宅・居住に関する相談支援を行うとともに、住まいのバリアフリー化等を支援します。

- ①「障がい者は施設へ」という認識を改め、「地域生活の支援」のための施設機能の有効利用について、障がい者を持つ家族や住民に対する意識啓発を進めます。
- ②障がい者本人の意向を尊重することを前提として、身体機能向上・生活能力向上等の訓練機会を積極的に提供し、入所（入院）者の地域生活への移行を促進します。
- ③入所施設における支援を必要とする人の特性やニーズをふまえ、施設の確保に努めます。
- ④知的障がい者や精神障がい者の地域における自立生活を支援するため、グループホームの運営を支援するとともに、設置を促進します。
- ⑤自立支援協議会などの場でサービス提供施設へのニーズを確認していくほか、第三者評価の活用を促進し、施設サービスの質の向上を図ります。
- ⑥住宅改修について、適切な指導、助言を行うとともに、日常生活用具給付などの公的制度に沿った住宅改修の支援を行います。
- ⑦障がい者相談支援事業により、障がい者の住宅入居希望時における各種相談、公的保証人制度の利用などの助言を行うよう体制整備に努めます。

(4) 自主的な活動の支援、地域活動・社会活動への参加促進

障害者支援施設の利用者（障がい者）が保育所を来訪し陶芸制作を指導するなど、子どもの教育につながる社会活動を行っています。また、町で行われる行事などには地域住民の協力も得ながら参加を促進しています。

障がい者の自主的な活動を支援するとともに、地域活動・社会活動に積極的に参加できるように参加の場を提供します。

- ①障がい者団体の育成に努め、自主的な活動を支援するとともに、団体相互の連携を促進します。
- ②障がい者本人とその家族に対し、障がい者団体について積極的にPRし、周知に努めるとともに、団体への加入を促進します。
- ③障がい者が地域社会の一員として、地域で行われるさまざまな行事や住民活動に参加しやすいよう、主催者に対して配慮を促すとともに、障がい者へのPRに努めます。
- ④ボランティアや手話通訳者の派遣、移送サービス等により、障がい者の社会参加・地域活動をさまざまな形で支援します。

(5) 活動を支えるボランティア活動の推進

障がい者の活動を支援するために、施設や町の職員のほかに、住民がボランティア活動に携わっています。他の地域活動と同様に参加者の減少、高齢化が課題となっており、活動への参加を促す場や機会をつくるとともに、ボランティアの需要と供給を結びつけるコーディネート機能の向上に努めます。

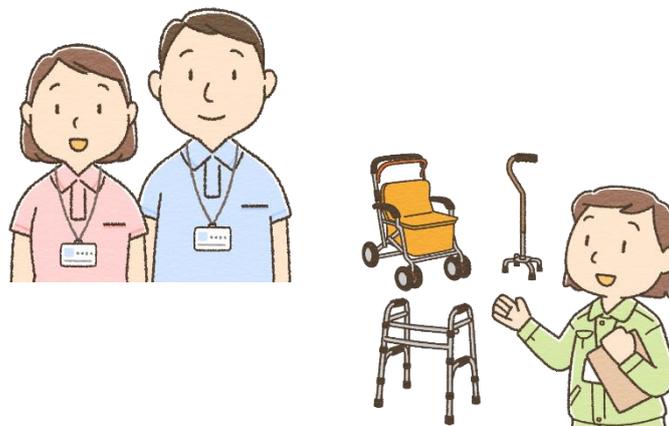
また、ボランティア団体等が創意を生かし自主的・自発的な活動ができるよう支援します。

- ①障がい者の活動を支えるボランティアや手話通訳者の養成と確保など、障がい者の社会参加・地域活動をさまざまな形で支援する体制の整備に努めます。
- ②ボランティア活動参加へのきっかけづくりを図るため、社会福祉協議会が開催するボランティア講座の開催などの施策を進めます。
- ③社会福祉協議会が行うボランティア活動の調整や促進、紹介、ボランティアセンター事業の取り組みを支援します。
- ④社会福祉協議会が中心となり、活動費助成、情報発信、ボランティア・リーダーの育成等の支援を充実させます。

(6) 障がい福祉を支える専門職、職員などマンパワーの確保

障がい福祉を進めるうえで、関連施設の従業員や町の職員など、多くの方が携わっています。障がい者やその家族の支援ニーズが増加、多様化する中でも、限られた人員で対応している状況です。職員の労働環境の向上とともに、マンパワーの確保と資質の向上、連携の強化に努めます。

- ①障がい者ケアマネジメント機能を強化するため、相談支援専門員の配置を進めます。
- ②専門的相談、支援などに従事する社会福祉士、精神保健福祉士、保健師など専門職の確保に努めます。
- ③施設等で働く介護職員の人材が不足していることから、人材の安定的確保のために関係機関と協議の上必要な支援を行います。
- ④新たな課題に対応できる専門的知識や技能習得、障がい者に配慮した適切な接遇方法など、職員研修の充実に努め、また、北海道での障がい者福祉研修などの積極的な参加を促進します。
- ⑤相談支援事業所をはじめサービス提供事業所、地域包括支援センター等関係機関との連携をさらに強化し、社会資源の有効活用を図ります。



3 安全で安心な生活環境づくり

(1) 施設や歩行空間のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化

高齢化が進む中、障がいの有無に関わらず、すべての住民が、安全・快適に外出したり、行動したりできるまちづくりが求められています。

ユニバーサルデザインにもとづいた公共施設などの整備・改修や、歩道や建物の段差の解消など歩行空間のバリアフリー化に努めます。

- ①市街地大通り道々改修工事等をはじめ、障がい者の歩行や車いす利用に配慮した公共道路の歩道の確保に努めます。また、道路法等により可能な範囲での歩道の段差解消策について関係者との検討を進めます。
- ②障がい者等が冬期に快適かつ安全に移動できるよう、JR駅周辺、中心市街地、通学路、公共施設周辺の歩道について除排雪を徹底します。
- ③公営住宅をはじめ観光・スポーツ・文化施設などの公共施設について、バリアフリー化やアクセシビリティ※の向上を図りつつ、整備・改修を行います。

※アクセシビリティ：近づきやすさ、利用しやすさなどのことです。

(2) 移動の支援

障がい者の活動や社会参加を促進するためには、移動手段の支援は重要です。

障がい者も安全に公共交通が利用できるよう、バスやタクシーなどの安全性や利便性を高めるとともに、利用負担の軽減などに努めます。

- ①低床車両の導入など障がい者等が利用しやすい町営バスの整備に努めるとともに、乗合自動車「じんじん号」の利用を促進します。
- ②町営バス、じんじん号の運賃割引、腎機能障がい者の通院、在宅障がい者（児）の施設通所にかかる交通費助成等を実施します。
- ③通院タクシー運賃助成について、高齢者に加え、重度障がい者の対象を検討します。
- ④移動困難な障がい者の日常生活で必要な買物等の移動支援を継続します。障がい児の通学等については、ニーズを見て検討します。
- ⑤重度の障がい者の施設通所送迎に対し、支援を行います。

(3) 防災・防犯対策

災害時に、素早い避難や一人での避難が困難な障がい者は少なくありません。また、避難時に障がいや疾患の悪化、生活場所の確保を心配している方も多くいます。日頃からの災害への備えや防災知識の普及とともに、障がいの有無に関わらず、災害時の速やかな避難や、健康に留意しながら安全な避難生活を送ることができるように、きめ細かな支援体制や避難環境の整備に努めます。

また、知的障がい者など、障がい者が犯罪に巻き込まれることも多く、犯罪から守ることが重視されています。関係機関と連携し犯罪の未然防止に努めます。

- ①個人情報保護法に配慮しながら、民生委員・児童委員や小地域ネットワーク^{※1}委員と連携し、避難行動要支援者名簿^{※2}等をもとに、障がい者をはじめとした災害弱者の把握に努めます。
- ②避難経路の確保と要援護者の誘導・援助体制の整備を進め、災害発生時には、把握した情報をもとに、近隣住民との協力を得ながら災害弱者の速やかな避難を支援します。
- ③災害発生時には、福祉避難所^{※3}を確保するとともに、健康状態の把握に努めます。
- ④災害発生時における障がい者施設の安全確保を図るため、防災組織体制づくり、施設の安全性の強化、防災教育・避難訓練の実施等の施策を施設と連携を図り進めます。
- ⑤防災無線の役割や災害発生時における避難方法、日頃から備えておくべきこと等について学ぶ避難訓練や防災教室の開催に努め、障がい者団体やボランティア団体のメンバーの参加を促します。
- ⑥個人情報保護法に配慮しながら、民生委員・児童委員や小地域ネットワーク委員による見回り活動を推進します。また、関係機関による防犯見回りを進めます。
- ⑦特殊詐欺や悪質商法などの被害に遭わないよう、消費生活相談窓口を開設するとともに、警察と連携し相談活動を充実させます。
- ⑧財産や権利を守る成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。

※1 小地域ネットワーク：小地域を単位として要援護者一人ひとりに近隣の人びとが見守り活動や援助活動を展開することです。

※2 避難行動要支援者名簿：大地震など災害が起きた時、自ら避難することが難しく、支援を必要とする方々（避難行動要支援者）をあらかじめ登録しておく名簿です。

※3 福祉避難所：高齢者や障がい者など一般の避難所生活では支障がある要配慮者に対して、特別の配慮がなされた避難所です。

4 必要な情報を届け、自ら得られる環境づくり

(1) 障がい者への情報の提供

視覚・聴覚障がい者や知的障がい者に的確に情報を伝えるには配慮が必要なことがあります。配慮に対する認識は必ずしも普及していません。日常生活に関する情報から、災害時の緊急情報まで、障がいに配慮した情報提供を行うとともに、配慮の大切さについて普及に努めます。

また、急速に進展する情報技術を活用することで、障がい者に情報を伝えやすくなることをふまえ、より積極的な情報提供に努めます。

- ①障がい者が利用できるサービス利用一覧が掲載されている「障がい福祉サービスガイド」の配布や周知を行い、障がい者に対する理解を促進します。
- ②障がい福祉に関連する制度やサービスの改正があった場合、障がい者や障がい者団体等に向けて、わかりやすくその内容を紹介します。
- ③障がい者にとっても、見やすく、わかりやすいホームページづくりを行います。
- ④刊行物について、色覚障がい者に配慮した色使いなど、カラーバリエーションに配慮した紙面づくりに努めます。



※京都市情報館サイト「わかりやすい印刷物の作り方」より

(2) コミュニケーション支援（意思疎通支援）

すべての障がい者があらゆる分野の活動に参加するには、情報を得て利用することが十分にできたり、意思の疎通が円滑にできることが重要です。

令和4年（2022年）に、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法[※]」が施行され、取り組みがより一層求められています。コミュニケーションをとる際に支援が必要な方に、より良い支援が行えるよう努めます。

※障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法：障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を推進するにあたり、4つの基本理念が定められています。アクセシビリティとは、近づきやすさ、利用しやすさなどのことです。

1. 障がいの種類・程度に応じた手段を選択できるようにする。
2. 日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする。
3. 障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする。
4. 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）。

- ①聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、コミュニケーションに支障がある人との仲介をする手話通訳者、又は要約筆記者を派遣します。また、手話奉仕員の養成、確保に努めます。
- ②障がい者の情報やコミュニケーションを支援するため、携帯用会話補助装置などの情報・意思疎通支援用具を給付します。
- ③各種講習会等を開催するなど、手話通訳者、要約筆記者、朗読ボランティアなどコミュニケーションを支援する人材の確保に努めます。

5 保健・医療の適切な提供

(1) 障がいの予防・早期発見

障がいの原因は、病理的要因など先天的なものや疾病や事故などによる後天的なものがあり、さまざまですが、予防には早期の発見が重要です。

健診などを通じて、適切な生活習慣指導等を行うとともに、乳幼児から高齢者まで、あらゆるライフステージ※において、障がいの原因となる疾病の予防、障がいの早期発見に努めます。

また、障がい者やその家族が、生涯を通じて切れ目のない支援を受けることができるよう、一人ひとりに応じた相談支援を行い、必要な支援につなげるよう努めます。

※ライフステージ：少年期、青年期、壮年期などに人生の節目ごとにいくつかのステージ（段階）に区切った、それぞれの段階をさします。

- ①妊産婦や新生児の家庭を訪問し、健康状態、生活環境、疾病予防等について、保健師が相談・指導を行います。
- ②乳幼児健診を通じて健全な発育・発達状態を確認し、疾病や異常、発達障がいの早期発見に努めます。
- ③特定健康診査や特定保健指導、各種健診を充実させるとともに、受診の利便性を高めて受診率の向上に努め、生活習慣病等の早期発見へとつなげます。
- ④成人や高齢者に対する各種教室や健康教育を充実させ、健康づくり意識の高揚を図るとともに、生活習慣病の予防や障がいの早期発見に努めます。

(2) 適切な医療・リハビリテーションの充実

障がいの軽減や重度化・重複化などを防ぐためには、保健、医療サービスは重要な役割を担っています。

障がい者一人ひとりの支援ニーズをふまえて、適切な保健、医療サービスを受けることができるように努めます。

障がいの軽減や生活機能の維持・回復を促進するため、リハビリテーションを適切に受けられるように努めます。

- ①医療機関や専門施設、事業所と連携し、理学療法士や作業療法士の派遣や訪問等によるリハビリテーションの提供に努めます。
- ②障がい者等の医療費の負担を軽減するため、更生医療費、重度心身障害者医療費助成など各種医療費公費負担制度を周知し、利用拡充に努めます。また、腎機能障がい者の透析治療交通費の助成を行います。
- ③難病を有する人が地域で安心して暮らせるよう、医療機関・保健所との連携を強化し、医療体制の充実に努めます。



(3) 精神保健対策の充実

社会生活環境の変化でストレスを抱えこみ、心の健康を保ちづらくなることがあります。精神障がい者は年々増加の傾向にあり、自殺者の多くがうつ病など精神的な疾患を抱えていたと言われる中、精神保健における取り組みはますます重要になっています。

心の健康を保つことにつながる情報提供とともに、精神的な悩みが相談でき、改善に向けた支援につなげていく体制や支援の充実に努めます。

- ①精神障がい者やその家族の相談を受け、適切な助言・指導を行う相談支援体制を充実させます。
- ②地域、学校、職域等における心の健康に関する相談に対応をします。
- ③うつ病をはじめとする精神疾患が関連した自殺予防、ひきこもり対策、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）対策など社会的ニーズに即した内容の研修に努め、相談支援体制を充実させます。
- ④医療費の負担を軽減する自立支援医療（精神通院）を周知し、利用拡充に努めます。
- ⑤施設に通っている精神障がい者に対し、交通費を助成します。
- ⑥精神障がい者の自立と社会復帰、地域活動を促進するため、町内の地域活動支援センターを支援します。
- ⑦うつ病やひきこもりなど、心の健康問題について、講演会等を実施し予防や早期発見に努めます。
- ⑧町の広報やホームページなどを利用して、名寄保健所が実施している「こころの相談」「思春期相談」等について周知します。

6 療育・教育の充実と文化やスポーツに親しめる環境づくり

(1) 療育の充実

乳幼児や児童の障がいを早期に発見し、適切な早期療育を行うことは重要ですが、成長・発達には個人差もあり、保護者が子どもの障がいを受容することが難しい場合もあります。

本町においても、発達障がいの疑いなどがある子どもが増加している傾向にあり、障がいを早期に発見し、できるだけ早い時期から療育が行える体制の充実に努めます。

また、「士別市こども通園センターのぞみ園」との連携を深め、障がいや発達の遅れのある子どものいる家庭が安心して預けられるよう、保育所における障がい児保育の充実に努めます。

- ①健診事後、療育が必要になった乳幼児の保護者に対し療育相談を実施します。また、担当職員の研修機会を拡充し、より専門性の高い相談・助言に努めます。
- ②児童の療育、就学に向けて、保育所、児童相談所、学校、教育支援委員会などの連携を深め、関係者間のネットワークづくりを進めます。
- ③未就学の障がいのある乳幼児に対し、児童発達支援事業（日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等）のサービスを提供します。
- ④保育所において、障がいや発達に遅れのある乳幼児個々の状態に配慮した保育ができるよう関係機関と連携し情報収集に努めるとともに、研修の充実等により保育士の資質の向上を図ります。

(2) 学校教育の充実

障がい児一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加に必要な力を培うことが求められています。学校においては、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育や、持てる力を高めていく教育が行えるよう、適切な指導や必要な支援に努めます。

また、共生社会の実現に向け、障がいのある者とない者が可能な限りともに学ぶインクルーシブ教育の推進に努めます。

なお、障がい児に対する支援は、成長段階に応じてさまざまな機関が関係します。障がい児に対する支援情報が適切に引き継がれ、児童生徒の成長につれて主たる支援機関が変わっても、継続して支援できるように努めます。

- ①障がいの状態や発達段階に応じた指導体制の整備、専門性のある人材の確保に努めます。
- ②特別支援学級において、日常の教育活動の工夫や普通学級の児童生徒との交流学习の充実を図ります。
- ③小学校・中学校において、円滑な集団生活への適応の支援、障がいや発達に遅れのある児童生徒の学校生活をサポートする学習生活支援職員を継続して配置します。
- ④特別支援の児童生徒に対し、保育所から高等学校まで一貫した支援を行うため、教育支援委員会において関係機関との連携をより一層強化し、各々の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。
- ⑤小学校・中学校・高等学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、特別支援教育の強化充実を図ります。
- ⑥校内委員会の設置、町内外の教育機関等との連携、教職員研修の拡充など障がいのある児童生徒に応じた指導体制の充実を努めます。
- ⑦障がいのある児童生徒の入学・進学時に、本人や家族の相談に応じ、就学指導（教育支援）委員が適切な助言・指導を行います。また、関係諸機関と連携し、適切な支援や教育内容の充実を図ります。
- ⑧学童保育所、絵本の館において、放課後の児童生徒の受け入れ体制の推進を図ります。
- ⑨教育委員会において、児童生徒並びに保護者からの教育に関する相談等に応じ、適切な助言・指導や支援を行います。
- ⑩小学生以上の障がいのある児童生徒に対し、放課後等デイサービス事業※を提供します。

※放課後等デイサービス事業：放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を行う事業です。

(3) 生涯を通じた多様な活動の支援

スポーツや趣味・文化活動などは、健康づくりや仲間とのふれ合いの場となりますが、障がい者には社会参加やリハビリテーションの機会にもなります。

本町においても、障がい者のスポーツ活動や文化・芸術活動の促進に努めていますが、今後も、それぞれの志向と能力に応じて、生涯にわたってスポーツや趣味・文化活動などに親しみ、社会参加と仲間づくりを行えるような機会の提供に努めます。

- ①障がい者施設の利用者や障がい者団体、社会福祉関係団体、高齢者介護施設、老人クラブなどが一堂に会し、軽スポーツやゲームを通して健康増進と交流を図る「社会福祉合同運動会」を開催し、内容の充実に努めます。
- ②障がい者スポーツ（パラスポーツ）や障がい者も気軽に楽しめるユニバーサルスポーツ※の紹介と普及に努めます。また、道や上川管内で行われる障がい者スポーツ大会への参加を促進します。
- ③町内の知的障がい者施設が実施する「西原の里芸術創作活動」の振興を図ります。
- ④絵本の館等において、点字図書、映像ライブラリーを充実し、音読、読み聞かせボランティアを確保することで、障がい者の学習や趣味・文化活動を支援します。

※ユニバーサルスポーツ：年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、だれもが一緒に楽しめるスポーツです。剣淵町では、ボッチャやモルックを普及しています。



ボッチャ



モルック

7 就業や経済的自立の支援

(1) 雇用・就業の促進

障がい者の積極的な雇用を促進するため、民間企業の障がい者の法定雇用率^{※1}が段階的に引き上げられていますが、障がい者の雇用環境は厳しい状況です。

本町では、福祉施設と連携し、農作物の加工品づくりの分野などで農福連携が行われていますが、障がい者の雇用・就業の場は限られています。

働く意欲を尊重し、雇用情報を企業等に積極的に提供するとともに、就労した障がい者が安心して仕事を継続できるよう各種支援に努めます。

※1 法定雇用率：民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を雇用しなければならないとされています。

- ・法定雇用障害者数＝（常時雇用労働者の数＋短時間労働者の数×0.5）×障害者雇用率
- ・障害者雇用率（法定雇用率）：民間企業（労働者数 37.5 人以上）2.5%、特殊法人（労働者数 33.5 人以上）2.8%、官公庁（職員数 37.5 人以上）2.8%、厚生労働大臣の指定する教育委員会（職員数 45.5 人以上）2.7%

- ①就労促進についての情報収集に努め、障がい者への提供を積極的に行うため、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの雇用関係機関との連携を進めます。
- ②町内・町外商工会やJA等の協力を得て、事業所に対し、障がい者の雇用促進を要請します。
- ③障がい者の社会参画と農業振興につながる「農福連携」を推進します。
- ④短時間雇用など幅広い雇用形態も検討に加え、法定雇用率の達成を図ります。
- ⑤現在就労している人が気軽に相談できる窓口や、雇用者をはじめ職場の理解を深めるための機会の充実に努めます。
- ⑥障がい者が安心して仕事を続けられるよう、障がい者の職場に出向き仕事に適應するための支援や職場でのコミュニケーションを改善する支援等を行うジョブコーチ^{※2}の利用について検討します。
- ⑦雇用関係機関と連携し、障がい者の職業訓練や就業を促進します。

※2 ジョブコーチ：障がい者の就労にあたり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人のことです。

(2) 福祉的就労の充実

障がい者が働く場を選ぶ際、体調や心の状態に合わせて、福祉サービス事業所で支援サービスを受けながら就労する「福祉的就労」というものがあります。

町内には就労継続支援B型事業所があり、雇用契約に基づく就労が困難な障がいがある方々の生産活動の場となっています。今後も関係機関と連携し、生きがいややりがいなど自己実現を図っていくことが可能な福祉的就労の場の確保・整備に努めます。

- ① 一般企業等での就労を希望する人や通常の事務所で雇用されることが困難な人に就労機会や訓練機会を提供する場の確保に努めます。
- ② 町内施設への運営支援、通所者への交通費助成等、福祉的就労の場やその利用者に対する支援を充実させます。
- ③ 福祉施設の生産品の販路拡大、官公需促進、生産基盤整備の充実などに関する支援を進め、福祉的就労者の工賃の向上に努めます。
- ④ 障がい者に創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活が送れるよう支援します。
- ⑤ 障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるとともに、制度の理解が深められるよう周知を図ります。指定管理者や町職員、各種団体等に対しても、障害者就労施設等からの物品等の調達について理解と協力を求めます。



(3) 経済的自立に向けた支援

障がい者の自立や社会参加を進める経済的支援が実施されていますが、障がい者が通所施設などでの作業で得られる工賃収入は依然として低い水準にあるなど、経済状況が厳しい障がい者は少なくありません。

社会状況や個々のニーズをふまえながら、経済的自立や経済的な負担軽減につながる情報提供や相談支援の充実に努めます。

また、各種年金・手当等に関する情報を必要とする方に伝え、利用促進を図ります。

- ①国や道の動向に基づき、年金・手当・減免措置を行います。
- ②町施設の利用については、障がい者の自立と生活の安定が図れるよう減免制度の継続、拡充に努めます。
- ③町関係各課間の連携により、各制度の対象となる人の把握に努めます。
- ④町のホームページへの掲載、冊子・パンフレット類の配布など多様な手段を通じて、各種年金・手当・減免措置等について周知を図り、利用を促進します。
- ⑤各種制度の利用援助を行う相談支援事業を充実させるとともに、相談窓口（相談方法）の周知に努めます。

IV 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

【関連する国の指針】

「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」を策定するうえで、内容をふまえないければならない国の指針は、次のとおりです。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための 基本的な指針(一部)

基本指針見直しの主な事項

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
 - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

1 令和8年度に向けた目標の設定

国が示した指針（障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）における「成果目標」と「活動指標」にもとづき、剣淵町の目標を設定します。

目標の設定にあたって反映させた国や北海道の目標内容には、★をつけています。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の成果目標	★令和4年度末施設入所者の6%以上が地域生活へ移行
北海道の成果目標	★令和4年度末施設入所者数の約2.7%が地域生活へ移行

➡令和4年度末の施設入所者のうち5.9%が地域生活へ移行することを目標とします。

項目	第5期 〔R2年度末〕	第6期 〔R5年度末〕	第7期 〔R8年度末〕
目標値 (施設入所者数に占める割合)	1人 (5.56%)	1人 (5.8%)	1人 (5.9%)
実績値	0人	0人	
施設入所者数	17人	17人	

国の成果指標	令和4年度末福祉施設入所者から5%以上削減
北海道の目標値	令和4年度末福祉施設入所者から3.7%以上削減

➡令和4年度末の施設入所者から5.9%削減していることをめざします。

項目	第5期 〔R2年度末〕	第6期 〔R5年度末〕	第7期 〔R8年度末〕
目標値 (施設入所者数に占める割合)	1人 (5.56%)	1人 (5.8%)	1人 (5.9%)
実績値	0人	0人	
施設入所者数	17人	17人	

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<p>国の 成果目標 ①～③ と 活動指標</p>	<p>①精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上 ②精神病床の1年以上入院患者数：令和2年度から3.3万人の減少 ③退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上</p> <p>[活動指標] ★保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数 ★保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数 ★保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 ★精神障害者の地域移行支援の利用者数 ★精神障害者の地域定着支援の利用者数 ★精神障害者の共同生活援助の利用者数 ★精神障害者の自立生活援助の利用者数 ・精神障害者の自立訓練（生活訓練）</p>
<p>北海道の 成果目標</p>	<p>①330.1日以上 ②65歳以上5,304人以下（現状以下）、65歳未満2,514人以下（現状以下） ③は国と同じ ★保健・医療、福祉関係者による協議の場を全市町村に設置</p>

➔国の活動指標をふまえて、次のように各項目の目標を設定します。

(保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数)

項目	第5期 〔R2年度末〕	第6期 〔R5年度末〕	第7期 〔R8年度末〕
目標値	設定なし	1回	1回
実績値	-	1回	

(保健、医療(精神科、精神以外の医療機関別)、福祉、介護、家族等の関係者ごとの参加者数)

項目	第5期 〔R2年度末〕	第6期 〔R5年度末〕	第7期 〔R8年度末〕
目標値	設定なし	10人	10人
実績値	-	10人	

※自立支援協議会の委員数

(保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数)

項目	第5期 〔R2年度末〕	第6期 〔R5年度末〕	第7期 〔R8年度末〕
目標値	設置	設置	設置を継続
実績値	設置	設置	

(精神障がい者の地域移行支援の利用者数)

項目	第5期 〔R2年度末〕	第6期 〔R5年度末〕	第7期 〔R8年度末〕
目標値	設定なし	1人	1人
実績値	設定なし	0人	

(精神障がい者の地域定着支援の利用者数)

項目	第5期 〔R2年度末〕	第6期 〔R5年度末〕	第7期 〔R8年度末〕
目標値	設定なし	1人	1人
実績値	-	0人	

(精神障がい者の共同生活援助の利用者数)

項目	第5期 〔R2年度末〕	第6期 〔R5年度末〕	第7期 〔R8年度末〕
目標値	設定なし	1人	6人
実績値	設定なし	5人	

(精神障がい者の自立生活援助の利用者数)

項目	第5期 〔R2年度末〕	第6期 〔R5年度末〕	第7期 〔R8年度末〕
目標値	設定なし	1人	1人
実績値	-	0人	

(3) 地域生活の支援

国の 成果目標	★各市町村に地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等をふまえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める
北海道の 成果目標	★地域生活支援拠点を <u>全市町村</u> に整備

➡現在1か所整備している地域生活支援拠点は、維持をめざします。

(地域生活支援拠点数)

項目	第5期 〔R2年度末〕	第6期 〔R5年度末〕	第7期 〔R8年度末〕
目標値	1か所	1か所	1か所
実績値	1か所	1か所	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の 成果目標	①★一般就労への移行者数：令和3年度の1.28倍 うち移行支援事業：1.31倍、就労A型：1.29倍、就労B型：1.28倍 ②就労移行支援事業所終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ③地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制の構築のため、協議会を活用して推進【新規】 ④就労定着支援事業の利用者数：令和3年度の1.41倍以上 ⑤就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分（25%）以上
北海道の 成果目標	①②④⑤は国と同じ ★（福祉的就労）優先調達方針を <u>全市町村</u> で策定

→第6期の計画期間では、福祉施設から一般就労に移行した方はいませんでした。
引き続き1人移行することをめざします。

（福祉施設から一般就労への移行者数）

項目	第5期 〔R2年度末〕	第6期 〔R5年度末〕	第7期 〔R8年度末〕
目標値	1人	1人	1人
実績値	1人	0人	



(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の 成果目標 ①～⑥ と 活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所以上設置 ★<u>全市町村</u>において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築 ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定、各都道府県及び必要に応じて政令市は難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築 ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は圏域に1か所以上確保 ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置 ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置
北海道の 成果目標 （市町村関 連）	<ul style="list-style-type: none"> ★医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を125市町村に設置（令和11年までに<u>全市町村</u>に設置） ★医療的ケア児等コーディネーターを125市町村に配置（令和11年までに<u>全市町村</u>に設置）

➡国と北海道の指標をふまえて、次のように各項目の目標を設定します。

項目	第6期 〔R5年度末〕	第7期 〔R8年度末〕	備考
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	未設置	設置を検討	広域での設置を検討
医療的ケア児支援の協議の場	未設置	設置を検討	
医療的ケア児等コーディネーターの配置	未配置	配置を検討	

（6）相談支援体制の充実・強化等

国の 成果目標	★各市町村において、基幹相談支援センターを設置 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
北海道の 成果目標	★基幹相談支援センターを全市町村に設置

➡基幹相談支援センターは、令和6年（2024年）4月に交流館てとてに設置します。計画期間中は維持をめざします。

項目	第6期 〔R5年度末〕	第7期 〔R8年度末〕	備考
基幹相談支援センターの設置	未設置	設置	R6年度に地域交流館てとてに設置

（7）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の 成果目標	★各都道府県および各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築
北海道の 成果目標	・指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその成果を関係自治体と共有する体制を継続

➡道が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に参加するなど、サービスの質の向上を図る体制の維持をめざします。

項目	第6期 〔R5年度末〕	第7期 〔R8年度末〕	備考
サービスの質向上のための体制の構築	構築	構築	研修の参加など

2 障がい福祉サービスの内容と必要量の見込み、確保の方向性

「障がい福祉サービス」と「相談支援」について、これまでの実績（支給量）とともに、本計画期間である、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの見込み、確保の方向性を示します。

「障がい福祉サービス」は、地域で暮らす障がい者（児）の生活を支える「訪問系サービス」、昼間の活動の場を提供する「日中活動系サービス」、夜間を過ごす住まいとそこでの支援を提供する「居住支援系サービス」があります。

〔表中の表記や数字について〕

○「(町外2)」などの表記は、町外で利用（実施）された数値（見込みの場合は見込みの数値）を示しています。

○令和5年度（2023年度）の実績は、見込みの数値です。

（1）訪問系サービス

必要量に対するサービス提供量は確保されていると考えますが、一人ひとりの障がいの状況や必要性に応じて、きめ細かいサービスを提供できるように、サービス提供事業者と連携して基盤整備を推進し、十分なサービス提供量を確保していきます。

①居宅介護

自宅で、入浴・排せつ・食事の介護や家事の支援などを行います。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	6	6	6	8	8	8
	実績	8	8	9			
時間 / 月	見込量	80	80	80	120	120	120
	支給量	125	120	134			

②重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	見込量	6	6	6	0	0	0
	実績	0	0	0			
時間/月	見込量	80	80	80	0	0	0
	実績	0	0	0			

③行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動する時に必要な介助や外出時の移動の補助などをします。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	見込量	6	6	6	0	0	0
	実績	0	0	0			
時間/月	見込量	80	80	80	0	0	0
	実績	0	0	0			

④同行援護

重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、移動に必要な情報の提供や、外出時に同行して移動の支援を行います。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	見込量	6	6	6	0	0	0
	実績	0	0	0			
時間/月	見込量	80	80	80	0	0	0
	実績	0	0	0			

⑤重度障がい者等包括支援

常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高い人と認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	見込量	6	6	6	0	0	0
	実績	0	0	0			
時間/月	見込量	80	80	80	0	0	0
	実績	0	0	0			

(2) 日中活動系サービス

サービス利用者のニーズを尊重しながら、実情に即してサービスを組み合わせ、地域生活を送る上での支援を行います。

①短期入所（ショートステイ）

家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設に入所できます。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	見込量	4 (町外2)	4 (町外2)	4 (町外2)	1	1	1
	実績	1	1	1			

②生活介護

常時介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	見込量	529 (町外161)	529 (町外161)	529 (町外161)	506 (町外110)	506 (町外110)	506 (町外110)
	支給量	506 (町外110)	506 (町外110)	506 (町外110)			

③療養介護

医療が必要な障がい者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	見込量	3	3	3	3	3	3
	実績	3	3	3			

(3) 訓練系・就労系サービス

就労移行支援や就労継続支援のサービス事業者が円滑に事業展開できるよう、運営等に対する支援を行い、福祉サービスから一般就労への移行を進めます。

就労移行後は、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援に努めます。

① 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活にかかる訓練等の支援を実施します。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

② 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある知的障がい者・精神障がい者に、社会的リハビリテーションやサービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を実施します。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

③ 自立訓練（宿泊型）

知的障がい者・精神障がい者に、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を実施します。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

④就労選択支援

令和7年度（2025年度）までに開始予定のサービスで、障がい者が就労先・働き方について良い選択ができるよう関係機関との橋渡しを担います。就労アセスメント※の手法を活用して本人の希望や就労能力、適性に合った選択を支援します。

※就労アセスメント：面談や作業観察などを通じて、作業能力や集中力、就労意欲などを把握することです。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	見込量	-	-	-	-	0	0
	実績	-	-	-			

⑤就労移行支援

一般就労などを希望し、企業などへの雇用又は在宅就労が見込まれる方に、一定期間、就労に必要な知識・能力向上のための訓練や企業等とのマッチングを行います。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

⑥就労継続支援（A型）

就労移行支援事業所等を利用したものの、一般企業の雇用に結びつかない方や就労経験のある方に、働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。また、一般就労に必要な知識・能力が高まった方へは、一般就労への移行に向けて支援します。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	見込量	60 (町外 60)	60 (町外 60)	60 (町外 60)	90 (町外 90)	90 (町外 90)	90 (町外 90)
	支給量	88 (町外 88)	88 (町外 88)	88 (町外 88)			

⑦就労継続支援（B型）

就労移行支援事業所等を利用したものの、一般企業の雇用に結びつかない方や一定年齢に達している方に、事業所内において、就労の機会や生産活動機会の提供（雇用契約は結ばない）や、工賃の支払い目標水準を設定し、金額のアップを図ります。知識・能力が高まった方へは、就労の移行に向けて支援します。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	見込量	340 (町外 200)	340 (町外 200)	340 (町外 200)	380 (町外 220)	380 (町外 220)	380 (町外 220)
	支給量	352 (198)	352 (198)	374 (220)			

⑧就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方に、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

(4) 居住支援系サービス

障がい者の地域生活への移行を円滑にするために、障がい者に対する差別・偏見をなくすための啓発活動を推進するとともに、事業者や関係機関等と連携し、必要なサービス量の確保とサービスの質の維持・向上に努めます。

① 自立生活援助

施設入所支援、又は共同生活援助等を受けていた方や、家族から独立し単身生活を希望する方に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

② 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営む方に、入浴や排せつ、食事の介護、また、住居における相談や日常生活の援助をします。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	見込量	17 (町外10)	17 (町外10)	17 (町外10)	17 (町外10)	17 (町外10)	17 (町外10)
	実績	15 (町外9)	15 (町外9)	15 (町外9)			

③ 施設入所支援

施設に入所している方に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。利用は微減傾向にあり、実績は見込量と同程度となっています。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	見込量	17 (町外7)	17 (町外7)	17 (町外7)	18 (町外7)	18 (町外7)	18 (町外7)
	実績	17 (町外6)	17 (町外6)	17 (町外6)			

(5) 相談支援

相談支援の提供体制の整備のため、引き続き相談支援事業者に対して、北海道での障がい福祉関係研修の受講を促します。

計画相談支援は、利用量が増加傾向にあることから、相談支援事業者と連携し、適切な利用計画が提供できるよう、相談支援体制の充実に努めます。

①計画相談支援

「指定特定相談支援事業者」が、障がい福祉サービス、又は地域相談支援の利用を希望する方に、利用者の心身の状況や環境などをふまえ、総合的な援助方針や解決すべき課題とともに、最も適切なサービスの組合せ等について検討し、サービス等利用計画の作成を行います。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	見込量	8	8	8	11	11	11
	実績	11	11	11			

※平均の数

②地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方、又は精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行います。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

③地域定着支援

施設や病院を退所・退院した方や、家族との同居から一人暮らしに移行した方など、地域生活に不安がある方が地域に定着できるよう、連絡体制の確保や緊急時の相談などに対応します。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

3 地域生活支援事業の内容と必要量の見込み、確保の方向性

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施される事業です。法令による「必須事業」と、町が任意で行う「任意事業」があります。

これまでの実績とともに、本計画期間である、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの見込み、確保の方向性を示します。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活や社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」をなくす取り組みとして、地域住民が多く参加する「ふれあい広場」の開催、障がい者等に対する普及・啓発、事業者への合理的配慮について広報活動を実施します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、「ふれあい広場」が中止になることもありましたが、令和6年度（2024年度）以降は実施を予定します。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業の実施/年	見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	中止	中止	実施			

②自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）に対し、補助金の交付等を行います。

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が中止になることもありましたが、令和6年度以（2024年度）降は実施を予定します。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業の実施/年	見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	中止	中止	実施			

③相談支援事業

一般的な相談支援に加え、障がいの特性に対応できる専門性の高い基幹相談支援センターを令和6年度（2024年度）より設置します。また、個別ケースに関する相談支援連絡調整会議等を開催し、相談支援機能のレベルアップに努めます。

相談支援にかかわる各関係機関との連携を進め、障がい者やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、相談支援事業者に対して、北海道での障がい福祉関係研修の受講を促します。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業 （実施回数/年）	見込	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2			
地域自立支援協議会 （実施回数/年）	見込	1	1	1	2	2	4
	実績	1	2	4			
基幹相談支援センター等 機能強化事業（実施）	見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	未実施	未実施	未実施			
住宅入居等支援事業 （実施）	見込	0	0	0	0	0	0

④成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的・精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、又は一部について補助を行います。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数 （件/年）	見込	実施	実施	実施	1	1	1
	実績	0	0	0			

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。令和元年度（2019年度）より広域で設置した士別地域成年後見センターを拠点に、法人後見実施のための研修、組織体制の構築、活動支援を行います。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業の実施/年	見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

北海道ろうあ連盟への委託により、手話通訳者の派遣を実施します。また、要約筆記者の派遣体制を整備します。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/年）	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

⑦日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付、又は貸与を行います。障がい者が適切に利用できるよう、情報提供に努めるとともに、対象品目の拡大等について検討します。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 （件/年）	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	2	0	0			
自立生活支援用具 （件/年）	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
在宅療養等支援用具 （件/年）	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
情報・意思疎通支援 用具（件/年）	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
排せつ管理支援用具 （件/年）	見込	120	120	120	150	150	150
	実績	132	168	144			
居宅生活動作補助 用具（件/年）	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流活動を促進するとともに、日常会話に必要な手話語彙や表現技術を習得した手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

現在の上川北部市町村の共同委託を継続するとともに、手話奉仕員として登録された方々の活動を支援します。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録件数 （件/年）	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な方に、外出のための支援を行います。

在宅で暮らす障がい者、グループホーム入所の移動困難な障がい者を主な対象者に、日常生活上の移動や、グループでの地域行事などへの参加のための移動支援を実施します。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/年）	見込	5	5	5	9	9	9
	実績	7	9	10			
延利用時間 （時間/年）	見込	250	250	250	200	200	200
	実績	152	180	230			

⑩地域活動支援センター機能強化事業

地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、創作的活動や生産活動の機会などを提供し、社会との交流の促進を支援します。

平成27年度（2015年度）から剣淵北斗会に事業委託を行い、町内の施設（地域交流館てとて）で実施しています。在宅で暮らす障がい者の創作的活動や地域交流の場として内容を充実させ、利用を促進します。

			前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎的 事業	実施か所 （か所/年）	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
	利用者数 （人/年）	見込	15	15	15	8	8	8
		実績	8	8	8			
機能強化事業 （実施/年）		見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			

(2) 任意事業

①自動車改造費補助事業

障がい者が所有する自動車を、手動装置等の一部を改造するなど自らの運転に適合するよう改造する際に、一定の支援を行います。

これまでの取り組みを継続させ、ニーズに対応します。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/年)	見込	1	1	1	0	0	0
	実績	0	0	0			

②日中一時支援事業

日中において見守りなどの支援が必要な方に活動の場を提供し、家族の就労支援や介護についての負担軽減を図ります。

事業者と連携しながら、利用者・事業者に情報提供を行い、これまでの取り組みを継続させます。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/年)	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	0			

③重度身体障がい者訪問入浴事業

家族の介護のみでは入浴が困難な重度の身体障がい者に、移動入浴車による入浴介助のサービスを行います。

家族の介護等の軽減を図るため、これまでの取り組みを継続させます。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/年)	見込	1	1	1	0	0	0
	実績	0	0	0			

4 障がい児通所支援の内容と必要量の見込み、確保の方向性

障がい児通所支援は、児童福祉法に基づく制度で、自宅から施設に通ってサービスを受けるタイプの事業の総称です。

障がい児の日常生活における基本的動作の指導、自立した生活に必要な知識技能の付与、又は集団生活への適応のための訓練を提供することを目的として、「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」のサービスがあり、これらのサービスを適切に調整し、障がい児の自立した生活を支えるために相談支援専門員等による相談支援が必要です。

これまでの実績とともに、本計画期間である、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの見込み、確保の方向性を示します。

提供区域に関しては、剣淵町全域とし、北海道の福祉圏域、上川北部圏域でサービス提供しているものに関しては、従前どおりとします。

〔表中の表記や数字について〕

○「(町外 40)」などの表記は、町外で利用（実施）された数値（見込みの場合は見込みの数値）を示しています。

○令和5年度（2023年度）の実績は、見込みの数値です。

①児童発達支援

療育の観点から集団療育や個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

障がい児とその家族が、通所により身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、「士別市こども通園センターのぞみ園」や近郊の事業所の機能の活用等、広域でサービス供給体制の確保と充実に努めます。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	見込量	8	8	8	8	8	8
	実績	6	11	8			
人日/月	見込量	40 (町外 40)	40 (町外 40)	40 (町外 40)	20 (町外 20)	20 (町外 20)	20 (町外 20)
	実績	10 (町外 10)	16 (町外 16)	8 (町外 8)			

②医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練、又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援や治療を行います。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
人日/月	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

③放課後等デイサービス

授業の終了後、又は休業日に支援が必要と認められた小学生、中学生、高校生に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進や、その他必要な支援を行います。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
人日/月	見込量	5 (町外5)	5 (町外5)	5 (町外5)	5 (町外5)	5 (町外5)	5 (町外5)
	実績	0	0	0			

④保育所等訪問支援

保育所、その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児に対し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援や、その他必要な支援を行います。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
人日/月	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

⑤障がい児相談支援

「指定障害児相談支援事業所」が、障がい児通所支援の利用を希望する障がい児の総合的な援助方針や解決すべき課題をふまえ、最も適切なサービスの組合せ等について検討し、障害児支援利用計画を作成します。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

⑥居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児が地域で支援を受けられるような体制づくりを、上川北部圏域での提供も含めて検討します。

		前期の計画期間			この計画の期間（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
人日/月	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

V 計画の推進、管理

1 計画の推進

(1) 障がい者基本計画

「障がい者基本計画」の施策は、障がい者の生活全般を対象としたもので、保健・福祉・医療のほか、教育や生涯学習、就労、防災など、広範囲にわたっています。

剣淵町のまちづくり全体に関わる「剣淵町総合計画」や、障がい者施策との関わりが深い個別計画と連携し、施策を推進していきます。

推進にあたっては、健康福祉課が中心となり、地域、社会福祉協議会、障がい者関係団体、事業者、国・北海道など、多くの関係機関等との連携や協力を図りながら取り組みます。

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障がい者や障がい児の日常生活を支援するために必要なサービス（事業）や、そのサービスを実施するうえでの「見込量」、サービスを確実に進めていくうえでめざす「目標」などを示しています。

推進にあたっては、健康福祉課が中心となり、サービスを実施するうえに関わりのある事業所や機関、町福祉関係委員やボランティア団体などと連携し、サービス（事業）を実施していきます。

2 PDCAサイクルによる推進

(1) 障がい者基本計画

計画の中間年度にあたる令和8年度（2026年度）に、計画に示された施策の進捗状況を把握するとともに、実施結果を検証し、検証結果を中間見直しに反映させることとします。

その際には、計画策定にも携わった「剣淵町自立支援協議会」に結果を報告するとともに、中間見直しに向けた意見を聞くこととします。

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

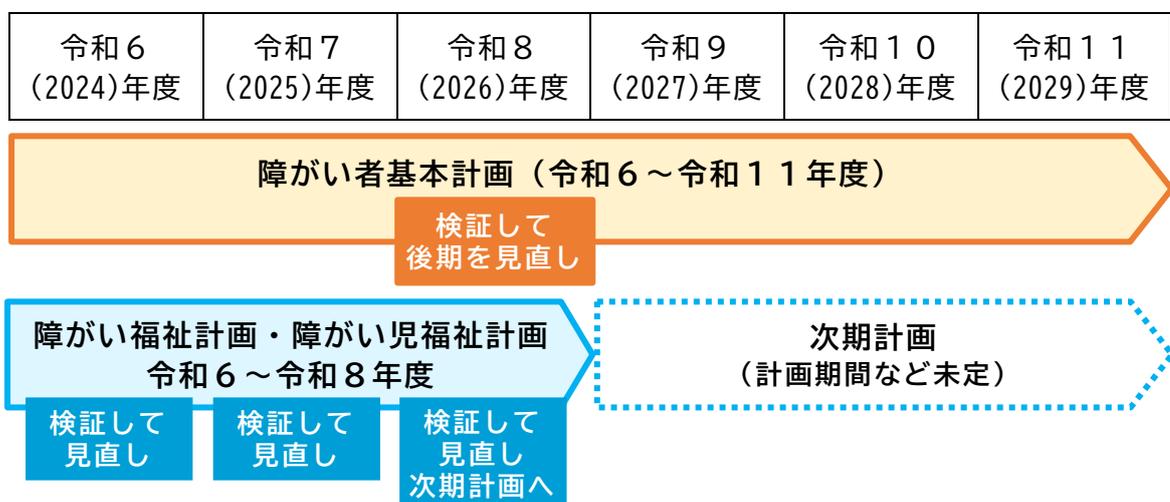
計画の最終年度にあたる令和8年度（2026年度）に、計画に示された事業（サービス）および目標値の進捗・達成状況を把握するとともに、実施結果を検証し、検証結果を、次期計画の策定に反映させることとします。

なお、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障がい者の生活に必要な障がい福祉サービス提供の確保等に関する内容であり、毎年進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時対応していく「PDCAサイクル※1」をもとに推進していく※2こととし、その際には、計画策定にも携わった「剣淵町自立支援協議会」に結果を報告するとともに、新計画策定に向けた意見を聞くこととします。

※1 PDCAサイクル:計画(Plan)の内容を実施(Do)し、実施した内容を評価(Check)し、必要がある場合は改善(Action)し、計画(Plan)に反映させることを繰り返していくことです。

※2 障害者総合支援法、児童福祉法では、定期的に調査、分析、評価を行い、必要に応じて計画変更や必要な措置を講じることの必要性が示されています。

各計画の推進と検証の流れ



資料編

1 剣淵町自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、剣淵町自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業者の運営評価等
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 地域の社会資源の開発、改善
- (5) 障害者基本計画及び障害福祉計画の策定及び変更に関する事項
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき組織される障害者差別解消支援地域協議会に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10名以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 教育・雇用関係機関
- (4) 福祉関係機関等
- (5) 障害者関係団体
- (6) 学識経験者

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

3 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 協議会は、会長が招集する。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、健康福祉課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則（平成29年3月31日告示第31号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 剣淵町自立支援協議会委員名簿

(任期：令和5年3月16日から令和7年3月15日まで)

区 分	機関・団体等	氏 名	備 考
相談支援事業者、 障害福祉サービス 事業者	剣淵北の杜舎 支援係長	前 内 岳	
	剣淵西原学園 施設長	平 川 覚	
	地域交流館てとて 管理者	大 熊 由 佳	会 長
保健医療関係者	剣淵町健康福祉課 課長補佐	村 椿 明 子	
教育・雇用 関係機関	剣淵町保育所 所長	紺 野 元 樹	
	剣淵商工会 会長	卯 城 規 伊	
福祉関係機関等	民生委員児童委員協議会 障害者・高齢者福祉部会 委員長	平 本 重 光	
	剣淵町社会福祉協議会 事務局長	尾 門 紀 子	副会長
障害者関係団体	剣淵町身体障がい者福祉協会 会長	佐々木 智雄	
学識経験者		佐 藤 明 美	

**剣淵町障がい者基本計画
第7期剣淵町障がい福祉計画
第3期剣淵町障がい児福祉計画**

剣淵町健康福祉課

〒098-0338 北海道上川郡剣淵町仲町28番1号

TEL 0165-34-3955

FAX 0165-34-3985